

平成 2 8 年川西町議会

第 1 回定例会会議録

開会 平成 2 8 年 3 月 9 日

閉会 平成 2 8 年 3 月 1 8 日

平成 2 8 年川西町議会
第 1 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 2 8 年 3 月 9 日

平成28年川西町議会第1回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成28年3月9日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成28年3月9日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 河井美樹 総務部長 吉田昌功 福祉部長 下間章兆 教育次長 栗原 進 会計管理者 松本雅司 水道部長 福本哲也 産業建設部長心得 奥 隆至 総務課長 安井洋次 財政課長 西村俊哉 総合政策課長 山口尚亮 長寿介護課長 堀内規世子 住民保険課長 岡田充浩 健康福祉課長 吉岡秀樹	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 吉岡伸晃 モニター係 野口明日香	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	12番 大植 正 議員	1番 松村定則 議員

川西町議会第1回定例会（議事日程）

平成28年3月9日（水）午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告第1号	諸報告 議会報告 定期監査報告について
第4		一般質問
第5	承認第1号	川西町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
第6	承認第2号	川西町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
第7	承認第3号	川西町介護保険条例の一部を改正する条例を廃止する条例の専決処分について
第8	議案第1号	平成28年度川西町一般会計予算について
第9	議案第2号	平成28年度川西町国民健康保険特別会計予算について
第10	議案第3号	平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について
第11	議案第4号	平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について
第12	議案第5号	平成28年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算のついて
第13	議案第6号	平成28年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
第14	議案第7号	平成28年度川西町公共下水道事業特別会計予算について
第15	議案第8号	平成28年度川西町水道事業会計予算について
第16	議案第9号	平成27年度川西町一般会計補正予算について
第17	議案第10号	平成27年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第18	議案第11号	平成27年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第19	議案第12号	平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第20	議案第13号	平成27年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算につ

		いて
第21	議案第14号	平成27年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
第22	議案第15号	平成27年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について
第23	議案第16号	平成27年度川西町水道事業会計補正予算について
第24	議案第17号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
第25	議案第18号	川西町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
第26	議案第19号	川西町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
第27	議案第20号	固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
第28	議案第21号	川西町長期基本構想審議会条例の一部改正について
第29	議案第22号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
第30	議案第23号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第31	議案第24号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部改正について
第32	議案第25-1号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第33	議案第25-2号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第34	議案第26号	川西町立川西幼稚園預かり保育条例の一部改正について
第35	議案第27号	川西町体育施設条例の一部改正について
第36	議案第28号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第37	議案第29号	川西町子ども医療費助成条例の一部改正について
第38	議案第30号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第39	議案第31号	川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について
第40	議案第32号	定住自立圏の形成に関する協定書の変更について
第41	議案第33号	財産の処分について

(午前10時00分 開会)

議長(寺澤秀和君) 皆さん、おはようございます。

これより平成28年川西町議会第1回定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、公私御多忙のところ本定例会に御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、新年度予算を審議する重要な会議であります。諸議案につきましては、円滑に議事を進められ、適正・妥当な議決に達せられますよう、議会運営に御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長(竹村正匡君) 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成28年川西町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙の中にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

本定例会につきましては、専決処分3件を含め、平成28年度一般会計及び特別会計予算案を初め、平成27年度一般会計及び特別会計補正予算案、条例の制定及び改正など、合計37議案の案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(寺澤秀和君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番 大植正君及び1番 松村定則君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より18日までの10日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(寺澤秀和君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より18日までの10日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

報告第1号、平成27年12月より平成28年2月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成27年12月から平成28年2月期に行いました例月監査の結果を御報告申し上げます。

中嶋監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定によりまして、平成27年度の川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについて、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（寺澤秀和君） 監査報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

2番 安井知子君。

2番議員（安井知子君） 議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。

コミュニティバスのエリア拡大について。

現在、川西町におきまして、コミュニティバス・川西コスモス号が、1日6便、公共交通空白地の解消と移動手段の確保を目的として運行されています。また、平成26年7月より有償運行が開始され、生活の足として私たちの生活に浸透しつつありますが、まだまだ利用頻度が低いように思います。1日30人から40人です。

一方、天理市でもコミュニティバス・いちよう号が1日5便運行されています。これは、奈良交通株式会社に委託されており、運行日は月曜から金曜のみで、少し問題があるかもしれませんが、1回100円は川西町と同じです。

もし川西コスモス号といちよう号が連結されれば、自分で移動する手段を持たない人、高齢者、小・中・高校生の利便性がぐっと向上すると思います。同時に、川西コスモス号の利用頻度の向上につながると思います。

川西町として、天理市とこの件をまとめていただけないでしょうか。

次、川西町のよさを町内外の人々にアピールしませんか。

3月、春めいてきました。川西町には、保田の富貴寺、吐田の油かけ地蔵、結崎の面塚、太子道の腰掛け石、唐院・梅戸の島の山古墳、糸井神社の絵馬、東城の白米寺があります。地元の人々は、まだまだいいところがあると話され、ボランティアガイドを設置したら協力したいとの陳情がありました。また、吐田の油かけ地蔵には民話があり、この民話の語り部が町内におられます。他にもいろいろな心温まる民話があるそうです。これらを魅力ポイントとして川西町をアピールすることを模索しませんか。

結崎の駅前開発、また、コミュニティバスの天理との連結を成し遂げたとき、他町村の人々が川西町に足を向けてくれ、町内が活性化するのではないのでしょうか。町長の御所見をお願いいたします。

議長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

まず、コミュニティバスのエリア拡大についてでございますが、現在、川西町内を運行しておりますコミュニティバス・川西コスモス号の運行状況については、安井議員のお述べのとおり、平成27年2月末までの今年度実績として、1日4系統、合計20便の運行を実施しており、1日平均32.5人の利用実績があり、住民の生活の足として定着しております。

また、利用料金については、中学生以上の方に1回100円の負担をいただくとともに、平成27年10月より、70歳以上の高齢者と障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方に対し、対象者の方からの申請により、使用料減額利用者証を発行し、半額免除の1回50円の負担をいただいております。

議員御質問の天理市が奈良交通に委託し運行するいちょう号との連結につきましては、平成27年9月、大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョンを策定し、圏域の将来像を実現するために推進する具体的な取り組みとして、結びつきやネットワークの強化に関する政策分野に地域公共交通の維持・活性化の推進をうたっており、地域公共交通の事業として、医療施設、公共施設、商業施設など都市機能を広域的に利用することができ、高齢者等交通弱者の移動手段の確保並びに圏域内相互の交流促進が図れると期待しています。

また、現在、天理市担当部署と、天理市内と川西町内の運行路線について、事務局レベルでの意見交換を行っております。引き続き関係機関との連携を密にし、圏域の地域公共交通網の構築を図るとともに、川西コスモス号の維持及び活性化の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、「川西町のよさを町内外の人々にアピールしませんか」の御質問についてお答えいたします。

議員お述べのように、川西町には数多くの名所・史跡があります。このような由緒ある川西町でもあり、教育委員会におきましても、町内名所・史跡の観光案内を行っていただくボランティアガイドを養成すべく、平成26年度よりボランティアガイド養成講座生を毎年川西広報7月号で募集を行ってきたところでございますが、何分応募者が少なく、開講に至りませんでした。

平成28年度につきましては、少し趣向を変え、町民の皆様に川西町のよさを発信できるような企画にしていきたいと考えております。

また、議員の御質問の中にありました民話の語り部の方、ボランティアガイドとして協力してもよいとの意向を持っていただいている方につきましては、非常にありがたいことでございますので、後ほど御紹介していただければ、教育委員会より問い合わせさせていただきたいと思っております。

また、川西小学校でも3年生の授業で校区探検学習といたしまして、毎年各地域の名所・史跡を回るとともに、油かけ地蔵についても民話の冊子を作成し、子どもたちに地域を知ることが学んでいただいております。

今後も関係課が協力し、川西町の魅力をアピールしてまいりたいと考えており

ますので、御理解、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 安井知子君。

2 番議員（安井知子君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（寺澤秀和君） 続きまして、4 番 伊藤彰夫君。

4 番議員（伊藤彰夫君） 議長の許可を得ましたので、質問いたします。

さきに通告してありますように、大雨時の防災対策についてであります。

過去の豪雨災害において、市町村が発令する避難勧告や避難指示がおくられて被害が拡大し、人の命にかかわる事態にまでなることもあり、大きな問題となっております。

我が川西町の地形を見ますと、川西町には4つの川、大和川、寺川、飛鳥川、曾我川が流れています。そして、奈良盆地周辺に降った大量の雨水が、この4つの河川に流れ込んできます。平成25年9月の台風18号の大雨では、河川水位が上昇して、大和川氾濫危険情報が出されました。幸いにして、台風通過後に雨が上がったので、大事には至りませんでした。私はすぐに4つの川を見に行きました。どの川も水位が高く、激しく流れていました。もし大雨があと数時間でも降り続けていたら、危険な状態になっていたと思ひました。それ以降も毎年各地で豪雨災害が多発しています。

先日、結崎団地防災講習会を開催し、「避難勧告が出されたらどうするか」というテーマで、皆さんが意見を出し合いました。非常持ち出し品を持って、いつ避難場所に行くのか、自宅の2階で待機するのがいいのか、災害時要援護者への声かけはどうするのか、これらを判断するには最新の情報が必要だとの意見が多く出ました。その知りたい情報とは、避難勧告や避難指示はどのようなときに出されるのか、大雨が続いているときに、川の状態がどのようなになっているのか、逆流防止水門の開閉状況はどうなっているのか、浸水被害がどこで発生しているのかなどで、知っているのと知らないのとでは、心構えが大きく違ってきます。

住民を災害から守り、被害を最小限に食いとめるために、自治体の出す避難勧告や避難指示などの防災情報は、とても重要な情報です。しかし、行動を起こすのは自分自身です。防災情報は、自分がどう動くかを定める大きな判断基準の一つであり、さまざまな方法で全町民に伝えなければならないと考えます。

そこで、4つの活力プランの「安心して暮らせるまちづくり」としての大雨時の防災対策について、3点お尋ねいたします。

1 点目です。大雨注意報や大雨洪水警報が発令された場合、迅速な対応が求められますが、役場ではどのような体制になっているのでしょうか。また、勤務時間外での対応はどのようなになっているのでしょうか。

2 点目は、町民の安全を確保する避難準備情報、避難勧告、避難指示については、本町はどのように考えているのでしょうか。

3 点目、町民が避難を判断するのに必要な避難情報や防災に関する各種の情報を、どのような伝達方法で町民に発信していくのでしょうか。

以上、これらの現状と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

議長（寺澤秀和君） 町長。

町長（竹村匡正君） 伊藤議員御質問の「大雨時の防災対策について」にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、川西町には4つの川が流れており、四方を河川に囲まれている状況からも、豪雨災害についての対策はとても重要であると考えております。

1点目ですが、川西町地域防災計画に基づき、気象予警報が発令されたときは、部長を班長とした5班体制による警報班が招集され、本庁にて警備態勢をとりまします。勤務時間外では、予備動員として、約15名で構成される班体制から、災害規模に応じて全職員が動員され、対応いたします。

2点目ですが、国土交通省管轄の大和川及び曾我川につきまして、本町では、大和川河川事務所と協力し、県下では初となる避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成し、大和川河川事務所が管理する板東・保田水位計が示す危険水位の高さなどの基準を設け、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令を決めております。また、県管轄の大和川の上流、寺川、飛鳥川については、本町における避難勧告等の判断・伝達マニュアルで危険水位の高さなどの基準を設け、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令いたします。

県管轄の危険水位の基準に関しましては、大和川流域市町村、県・国で避難勧告等発令基準を平成28年度中に再検討する予定でございます。

3点目ですが、災害に関する住民への情報伝達につきましては、防災行政無線を利用した全世帯への情報伝達、通信会社の通信網を活用したエリアメールによる本町在住・在勤の方への情報伝達、防災安心安全メールによって本町在住で町外勤務しておられる方でも町内の情報が伝達できるようになっております。

また、4月1日より、近畿地方整備局の河川水位情報を町ホームページのリニューアルにより、確認できるようにする予定となっております。

今後とも住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりのため、防災対策に取り組んでいく所存でございます。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） 町長の御答弁により、大雨時の防災対策についてはよくわかりました。

今後は、役場内での防災訓練を重ねて、万が一危機に直面しても、迅速・的確な対応がとれるように期待しております。

水位計については、平成26年の9月議会で私は質問いたしました。「川西町内の寺川や飛鳥川には水位計やライブカメラがないので、大雨時の川の状況がわからない。役場はどう考えているのか」という質問をしたところ、町長から「県に要望している」との回答がありました。それを受けて、翌年、平成27年度には、寺川にはこおろぎ橋の直下流、南団地の横の結崎水位計が設置され、飛鳥川

には、川西町の少し上流に東但馬水位計が新たに設置されました。これは、河川の情報をつかむのには大変大切な施設だと考えます。今後は、これらの情報を有効に活用できることを役場として進めていっていただきたいと思います。

以上です。

議長（寺澤秀和君）　　続きますして、1番 松村定則君。

1番議員（松村定則君）　　議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

放課後児童健全育成施設、学童保育所の拡充についてであります。

川西町の学童保育所も、本年4月1日から、現在70名の定員を86名に増員する予定ですが、それでも入所できない待機児童が数名いるようです。私の知る限りでは、現在の入所児童は、10年前から比較しますと、全国平均が約1.6倍ですが、川西町では2倍以上に増えております。これは、唐院小学校と結崎小学校との合併による増加だけでなく、共働きやひとり親家庭の増加を背景に、学童保育のニーズが高まっているのではないのでしょうか。

今の学童保育所の施設の広さでは、これ以上の受け入れには問題がありますので、学校の空き教室や町施設の空き室などを利用して、入所できない待機児童がゼロになるように、専用室や指導員の確保をお願いしたいのであります。

共働き、ひとり親家庭等の小学生の放課後及び土曜日や春・夏・冬休み等の学校休業日の生活を保障すること、そのことを通して親が安心して働けること、その家族の生活を守ることが、安心して子育てのできるまちづくりの一つと考えております。町としてのお考えをお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

議長（寺澤秀和君）　　町長。

町長（竹村匡正君）　　松村議員の御質問、「放課後児童健全育成施設、学童保育所の拡充について」にお答えいたします。

川西町学童保育所の対象児童は、平成26年度までは小学校3年生まででありましたが、今年度より、子ども・子育て新制度の開始に伴い、小学校6年生までが対象になりました。議員御質問にもありましたように、待機児童解消のために、70名の定員を86名に増員しました。しかしながら、5年生4名の待機児童が出ております。

私は、常々、子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくりを意識し、まちづくりの原点は人づくりだと考え、まちづくりを子どもや子育ての観点から見直し、子どもたちが健やかに育つ仕組みを整えるよう、行政運営を行ってまいりました。

学童保育所の運営につきましても、住民の方々の意見に耳を傾けながら、今年度は学童保育所の延長保育時間を、開始と終了を30分延長し、川西町の子育て世代の住民の方々がより利用しやすくなるように取り組みました。定員増員もその一つであります。

川西町には子どもセンターも2カ所あり、小学校高学年についてはたくさんの児

童に利用いただいております。高学年には友達と一緒に遊ぶことも大切な時間だと思います。

教育委員会の取り組みでも、川西幼稚園の預かり保育事業、また学校・地域パートナーシップ事業として、小学生を対象とした水曜日の放課後子ども学習教室、土曜日の少年少女合唱団を初め、こども和太鼓講座のほか2講座を開催して、放課後による児童健全育成事業に取り組んでいるところでございます。

川西町学童保育所の待機児童がゼロになる拡充策といたしましては、春・夏・冬休み利用の児童枠の創設や、その他町施設の利用なども考えながら、常に住民ニーズや川西町の現状を調査・検討しながら、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

これからも子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくりのための施策を進めていく所存でございます。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 1番 松村定則君。

1番議員（松村定則君） 御回答ありがとうございます。いろんな施策をおとりいただいているようなんですけれども、ぜひともそれより前に進めますように、御努力のほう、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

議長（寺澤秀和君） 続きまして、3番 福西広理君。

3番議員（福西広理君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

人口減少問題についての2点でございます。

日本の総人口は、今後ますます減少し、あらゆる分野において深刻な影響を及ぼすと言われており、国と地方が総力を挙げて取り組んでいる喫緊の課題であります。本町の人口推移においても、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研のデータによりますと、現在の人口約8,700人から、24年後の2040年には5,700人、44年後の2060年には3,900人にまで減少すると推計されています。現在の人口の半分以下になるということになります。

川西町内の地区別に見ますと、私の住んでおります唐院地区を初め、梅戸、保田、東方など、市街化調整区域になっている地区の人口は、それ以上の減少率になるとされています。それに伴い、現在既に顕著化してきている、相続放棄され、処分に困るような空き家がますます増加することが容易に推測されます。

市街化区域については、比較的利活用はされやすいと思いますが、市街化調整区域の空き家についての活用方法、具体的な対策について、町長の所見をお尋ねいたします。

また、人口減少の要因の一つに出生率の低下があります。昨年に本町で行われたアンケート調査の結果においても、いろいろな不安要素から、欲しいと思っている子どもの人数よりも実際の子どもの人数のほうが少ないというデータが出ております。人口減少のスピードを緩め、また減少率を下げるためにも、子どもを

持ちたい人の希望をかなえるとともに、安心して子育てができる環境整備を行っていかなければなりません。

そこで、本町として少子化対策や子育て支援をどのように行っていくのか、竹村町長が上げておられます4つの活力プランの一つでもあります「子育てしている人にとってやさしいまち」にするために、具体的にどのような取り組みを考えておられるのか、お尋ねいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（寺澤秀和君） 町長。

町長（竹村匡正君） 福西議員の御質問にお答えいたします。

まず、市街化調整区域の空き家対策についてでございますが、平成26年12月、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定され、本町におきましても、国の考えを踏まえ、人口の現状を分析し、人口に関する認識を町民と共有、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す川西町まち・ひと・しごと総合戦略の策定に、住民会議及び有識者会議を通して取り組んできました。

議員の御指摘のとおり、人口の減少に伴い、空き家は増えつつけるものと考えており、特に市街化調整区域での空き家は、市街化区域よりも増加するものと思っております。2015年5月、空き家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行され、各自治体は、空き家の利活用などの対策に取り組んでいるのが現状であります。

本町としましては、空き家の管理について、周辺への外部不経済の予防・除去のため、空き家・空き地所有者に家屋の修理及び雑草除去などの維持管理を働きかけており、空き家活用としての対策については、具体的な対策は現在模索中であります。

全国の自治体を見ますと、空き地・空き家の管理・利活用について、地域交流や福祉サービスなどの場としての活用、空き家に関する情報バンクによる情報提供、空き家等を活用した住み替え・定住等への支援などの取り組みを実施している自治体があり、具体的には、空き家を地域住民などによる地域活性化の一環として交流施設として活用、また、隣地居住者に対し、空き地としての取得による敷地拡大の提案活用、市街化調整区域内で空き家の賃貸を可能とし、子育て世帯の住み替えとして空き家を賃貸活用するなどのさまざまな取り組みが展開されております。

本町におきましても、現在町内に存在する空き家について、自治会に協力をいただき、空き家現況調査を実施しています。この調査結果をもとに空き家の現状を調査するとともに、来年度、空き家対策計画及び関連法令の制定に向けて取り組むと同時に、全国の自治体の空き家利活用の取り組みを参考に研究・検討を積み重ね、川西町の空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子育て支援についてでございますが、議員のお述べのとおり、人口減少の要因の一つに出生率の低下があると思っております。

現在策定中の川西町まち・ひと・しごと総合戦略の基本目標に、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」として、出産・子育て支援の充実を掲げております。そういった中、川西町の子育て支援の取り組みについては、平成27年3月に策定しました川西町子ども・子育て支援事業計画に基づき取り組んでおります。新たな取り組みとしては、放課後児童健全育成、学童保育所の取り組みで、先ほど松村議員の質問に回答しましたとおりでございます。

子育て支援センターの取り組みとしましては、事業の強化や小学校低学年の兄弟利用、情報発信として子育て講座や行事の様子をホームページに載せております。また、町外の親子も受け入れることで、たくさんの情報が集まり、子育て世代が交流しやすい環境を整えております。

保健センターの取り組みとしましては、子どもインフルエンザなど任意の予防接種に助成することで、病気の予防に力を入れております。また、特別な支援の必要なお子様には、療育教室、出張発達相談、個別療育指導等の取り組みで対応しております。保健師、臨床心理士、管理栄養士が専門的に取り組んでおります。

健康福祉課の取り組みとしましては、住民の方の要望があり、国も推奨している認定こども園の積極的な整備による環境整備、虐待予防や子育ての方法として、「どならない子育て練習法」の講座の開設に取り組んでいます。

住民保険課においては、ひとり親家庭医療費助成制度、子ども医療費助成制度などにより支援しております。特に、子ども医療費助成制度については、通院医療費の助成対象を義務教育就学前から中学校卒業までに拡大し、子育て世帯の医療費負担を軽減するよう、今回の議会で条例改正の議案を提出させていただいているところでございます。

教育委員会におきましても、幼稚園における預かり保育事業の充実、園舎のリフレッシュ改修工事、文化会館の展示ギャラリーを改修して、子育て世代が集える憩いの場の設置、連合PTAと共催した子育て支援講座などを計画しております。

次に、これからの取り組みについてでございますが、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点「川西町版ネウボラ」を保健センターと子育て支援センターを中心に関係各課が連携しながら、同時に職員のスキルアップを図りながら構築していきます。

また、町内公園の遊戯施設を自治会と協議しながら子育て世代から高齢者世代に合った遊戯施設に改築するとともに、通学路につきましても維持管理に努め、学童の安全確保を図ります。

このような取り組みが子育て世帯の安心に少しでもつながり、その安心が少子化対策になると思っております。常に住民ニーズや川西町の現状、また国の動向や先進地等を調査・検討しながら、できることから取り組んでまいりたいと思っております。

これからも子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくりのための施策を進めていく所存でございます。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 福西広理君。

3 番議員（福西広理君） 御答弁ありがとうございます。市街化調整区域の空き家対策についてでございますが、現在、自治会に協力いただいて、空き家の現況調査を実施し、具体的な対策は模索中ということで、来年度には空き家対策計画と関連法令の制定に取り組んでいただくということですので、町長はじめ役場の担当課の職員の方も、十分この空き家問題について、また人口減少問題について危機的意識を持って対応していただいていることと受けとめました。

しかし、人口減少による、先ほど町長がおっしゃいました外部不経済の影響というものがどれほど住民に悪影響を及ぼすかということをはっきりと住民に説明し、住民と行政がこの問題を共有して、一丸となって取り組んでいかなければならない、先送りにしてはいけない喫緊の課題であると思います。

そのためにも、例えば先日に地方創生の一環で行われました「川西町の未来を語るつどい」のような住民会議を今後も継続的に行うということや、まもなく川西町まち・ひと・しごと総合戦略ができ上がってくると思いますが、この総合戦略のもっときめ細かな対応版として、自治会版の総合戦略というようなものを作成していったらどうかと私は考えているんですけども、こういうものを行政職員のサポートのもと、住民の手でつくっていただくというような仕掛けを行政や議会で工夫して打ち出していかなければ、これからの深刻になっていく人口減少の問題が真に解決できないのではないかと思います。町長のこの点に関してのお考えをお伺いしたいと思います。

それと、子育て支援についてですが、子育て支援センターや保健センター、また、それぞれの担当課で取り組んでいただいておりますということをお伺いできました。子育て支援の取り組みの成果というものは、なかなかすぐにはあらわれてくるものではないと思いますので、今後もこつこつと着実に継続して取り組んでいただきたいと思います。

また、今後の取り組みとして、川西町版ネウボラの構築ということですが、私、このネウボラという言葉、恥ずかしながら先日まで知りませんで、担当課長に教えていただいたんですけども、フィンランド発祥で、妊娠期から就学前までのさまざまな問題にきめ細かなサポートをしてくれる場所ということで、基本的には同じ担当者が継続的にサポートしてくれる制度ということで、近年にもこの制度を導入し始めている市町村があるようですが、本町においても、この川西町版のネウボラの導入を検討されるのであれば、ぜひ県や近隣市町村と足並みをそろえたような子育て支援策も必要かと思いますが、川西町の強みとなるような、住民が誇れるようなこういった支援策に力を入れて、子どもや子育てをしている人にとってやさしいまちにしていいただければなと思います。

以上でございます。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 御質問の空き家対策についての周辺への外部不経済の住民

への説明や、また、住民さんの協力が必要ということでございますが、この辺については、まずは空き家の対象となっている、向こう三軒両隣ではないんですけども、周りの方々への説明は行っておるところでございます。今後の説明や協力につきましては、また自治連合会を通して自治会長の御意見を伺ってまいりたいと思っておりますし、その中で住民への説明が必要ということであれば、それも検討してまいりたいと思っております。

また、子育て支援につきましては、お母さんへの継続的なサポートが必要ということでございます。川西町版ネウボラをうたうわけでございますので、しっかりと対応してまいりたいと思っておりますし、県・国との足並みをそろえてということでございますけれども、この辺に関しましては、川西町が率先して対応してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（寺澤秀和君）　　続きますして、11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君）　　議長の許可を得ましたので、前の4人に続きますして町長に質問いたします。

通告してありますように、テーマは2つでありまして、1つは、この間議論しております社会保障について、もう1つは、高等教育への学資の手だてについてであります。

まず、社会保障のとらまえ方についてお伺いいたします。

この問題では、社会保障に対する町長の考え方としましては、さきの議会でもお述べのとおり、取り組みとして、国民が国家に依存して直接支援してもらおうのではなく、国民の置かれている今日の経済状態を改善するべく、教育への投資、経済活性化策、失業ゼロ等々を目指すことも手法の一つとされ、住民への直接的な支援策としては、自治体の置かれている財政事情等を勘案して対応するべきものとの憲法25条に照らした町長の考えをお示しになりました。

その上で改めてお伺いします。つまり、社会保障とは、取り組みの手法はいろいろありますので、その中身は別としまして、こうした一連の手だてを打つことにより、住民生活に資する取り組みとなる仕組み上の根幹であるという、その認識をお持ちか否かについて、端的にお示しいただけませんか。よろしくお伺いいたします。

次に、義務教育を経た後の高等教育への学資の手だてについてであります。

御承知のとおり、高校、大学と進学するにつれまして、義務教育とは異なり、授業料等、一定の教育費が必要となってまいります。こうなりますと、現下の経済状況からして、家計状況はさまざまありますが、中には経済的な理由により、進学するにも一定の影響が生じていることも事実であります。そこで、これらに対応するべく、旧育英会などが実施してまいりました奨学金制度が今日も引き続き取り組まれてはおりますが、これらは、卒業後の返済が必ずついて回りますので、社会人としてスタートを切った時点で債務者にならざるを得ません。こうした背景から、信用情報等にも左右されるなど、厳しい環境に置かれているのが実情であります。

今日、国を初め関係各方面で、こうした事態の打開に向けた取り組みが求められ

ているところでありますが、まずはこうした今日学生が置かれている状態について、町長はいかがお受けとめになりますか。

また、これらに対する支援の手だてについての町長の御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 芝議員の御質問にお答えいたします。

まず、社会保障についてでございます。

この件につきましては、平成27年12月議会でもお答えしたとおり、我が国の社会保障制度は、住民の生活を守るセーフティネット機能を持っており、生涯にわたって支え、基本的な安心を与えるために継続して実施する必要があると考えております。

また、憲法第25条第1項に規定している「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、規定している救貧施策及び第2項に規定している「国は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という国の防貧施策についての努力義務に対する私の認識についても、平成27年12月議会でもお答えしたとおりであります。自助努力を尽くしても、なお最低限の生活を営めない者などに対し、国及び自治体は、社会的弱者を救済するために何をどこまで行うべきなのかという問題で、国によって最低限度の生活について一定の基準が示されておりますので、地方自治体は、それに基づいて町単独事業として上乘せする福祉施策については、全体の財政状況及び将来の財政負担等も勘案して対応すべきだと考えております。

次に、学資の手だてについての御質問に回答いたします。

近年の厳しい経済状況を背景に、最近の報道によりますと、2012年のデータに基づく貧困世帯と言われる世帯で17歳以下の子どもがいる世帯は、20年前の2.6倍、全世帯の13.8%に及び、奈良県においても12%弱の状況にあるという結果が示されました。

また、我が国の私立高校や大学の授業料は、諸外国と比較しても高い水準にあり、各御家庭における教育費の負担はますます過重となってきています。

このような状況の中で、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することのないよう、将来働いての返還という条件はありますが、旧日本育英会、学生支援援護機構が行っている奨学金制度などを利用しながら就学して学ぶことが一般的な手段となっています。しかしながら、近年、景気の低迷、多様な就労方法などから、その返還に苦慮しているというような状況が見られるということも聞き及んでいるところでございます。

こうした中、国におきましても、平成28年度予算案で、高校生等奨学給付金の充実、大学においては、無利子奨学金事業の拡充、国立・私立大学等の授業料減免等の充実と経済的支援の充実が図られております。

将来を担う子どもたちを支えていくことや学ぶ機会を保障するということは、

極めて重要なことでございます。県においても、現在策定中の教育大綱において、子どもの貧困への対応の必要性についてうたわれる予定となっております。今後も県などを通じ、国にさらなる経済的支援の充実を要望してまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） まず、社会保障の問題についてであります。

いずれにしても、町長御自身、取り組みは国が一定基準を示しているのです。それに対して不足分・十分、不十分は考え方、とらまえ方によりますけれども不足分を自治体を実施するとするならば、財政状況等を勘案してということで、見ていかなければならないというお答えは、従前も聞いておりますし、今もそういうお話であったかと思えます。

いずれにしても、そういう点で言いますならば、内容は別としまして、そういう取り組み自身が役立っているという認識はきちんとお持ちであるというふうに、この間のお答えを聞いて私自身は思っているところでありますが、町長御自身、国や自治体が取り組んでいる社会保障の取り組みは、手だてとして対応する人に対して役立っているという認識の有無について、いま一度端的にお答えいただきたいと存じます。

まずはそれをお願いします。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 現在の社会保障制度につきまして、国が行っている施策については非常に役立っていると思っております。

ただ、各自治体が行っている諸施策は、1700の地方自治体がございますけれども、全て認識しておりませんので、その辺はちょっとわかりかねるところでございます。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 取り組みの内容の認識は、皆掌に乗せるというのはなかなか難しい話ですので。いずれにしても、何がしかの手だてを打っているということが、取り組みとしては役立っているという話でありました。

この問題、そもそも出発点は、本町の国保や後期高齢者の議論から始まりまして、その中身は、住民税非課税の方などを対象にして、保険料や一部負担金、そういった問題の一定の助成を図る手だてをとるつもりはないかと、こういうことから話が始まってきているところでありますが、現下の経済状況なども勘案して、特に高齢者の方など、現役を引退されて、蓄えと年金だけになった場合、蓄えがどんどん減ってきて、あとは年金だけと。その年金も、政府の今のやり方でいきますと、どんどん目減りする方向しか見えてきませんので、皆さん非常に不安を抱いておられますけれども、そういう中であって、住民税非課税世帯などの方はより一層厳しい状況に追いやられてまいりますので、その辺、手だてとして取り

組む視点はお持ちではありませんか。

今のところ取り組みはないというお答えを聞いていますが、町長の視点として、そういった皆さんを支えていこうという意向について、改めてお伺いいたします。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 現在、国民健康保険につきましても、低所得者の皆様方に対しまして、国保料金、税としまして7割・5割・2割の減額措置がとられているところがございます。また、診療代につきましても、高齢者の方々については1割負担ということで、若い世代の3割負担に比べますと軽減されているところがございますので、芝議員がお述べになられました高齢者の方々の生活不安というところもありますけれども、若い世代の人たちも現在は生活不安を抱えているところがございますので、現状の国の制度でまずはやっていただくしかないのかなと思っておるところでございます。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 現下の状況からして、現状の国の制度を超える取り組みを持つ意思はないと、こういうことであつたかと思えます。それはそれで町長の御意見としてこれまでも賜っているところではありますが、視点として、支え手としての自治体の果たす役割、その辺の立ち位置を踏まえていただければというふうに思いますが、社会保障の取り組みは多岐にわたりますし、個別の問題については、またおいおい触れていきたいと存じます。

次に、学資の問題に話は移りますが、現況は、町長が先ほど御認識をお述べになったとおりというふうに思えます。そういう状況にあつて、現在の取り組みがええか悪いか、十分・不十分は別としまして、学生が学校を卒業した後、社会人としてスタートする、その時点で債務者となるという状態にありまして、いろんな信用情報等にも左右されるという事態も生まれていますので、こういう学生の置かれている現状の問題認識について、町長はどう認識されているのか。問題点についての御所見をお伺いしたいと存じます。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 学資の手だてということでございますが、私も子どもを抱えている親の一人でございます。今後の大学進学とかいう話になると、教育費の負担が非常に大きいなと感じておりますけれども、子どもに対しましては、本当に大学に行く意義があるのかどうかというところから家庭内でしっかり話をしているところがございますので、まずは子どもたちが将来の状況、もしくは奨学金を得ると社会人のスタートから負担を抱えるということについてよく理解していただく、学校のほうでもそういうことを認識していただいて、本当に大学まで行って勉強する必要があるのかということをよく教育していただきたいと思っておりますし、国のほうでも、現在、国公立大学につきましても、私立の学費の負担まで引き上げようというような動きがございますけれども、社会背景、その家庭の資産等の状況もありますので、国のほうには国公立の大学については昔のような学費の低い

ような制度を整えていただきたいと願っているところでございます。

学生たちが置かれている状況につきましては、非常に憂慮しているところでございます。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 憂えておられるということでありまして、これは誰もが共通する思いだと思いますが、防ぐ手だてとして、今の話を曲解しますと、そこまでして学校に行く価値があるのかということや家庭内でよく相談せえという話やったかとも思いますが、いずれにしましても、町長が先ほど述べておられましたように、学ぶ意欲があるのに、能力もあるのに、経済的理由から断念せんなんというのは、非常に理不尽な話やというところが町長の本意ではないかと思えます。そういう点で、支援の手だてが今いろいろと行われています。しかし、先ほどから述べていますように、全部貸与型でありますので、返済がついて回るという話になりまして、人にもよりますが、数百万から1,000万円を超える借金を抱えたまま社会人としてスタートするというのが今の現状であります。

取り組みをどうしていくのかというのは、国・自治体挙げて考えていかねばなりません。その貸与型の奨学金制度でも、現行制度で言いますと、無利子と有利子がありまして、無利子は無利子の資格要件の方が対象になります。有利子は、無利子資格要件に乗らない人が対象ということになるんですけれども、無利子の資格要件がある人の中でもキャパが決まっていますので、せっかく無利子の資格要件がありながら、枠がないので仕方なく有利子を受けておられるという方が全国で2万4,000人ほどいるという事態も起こってきているということでもあります。

こういうあり方に対して、やっぱり何がしかの手だてを打っていくべきではないか、こういうふうにと考えるとありますが、その辺、制度に加えて新たに自治体がどうのこうのということは非常にしんどい話かもわかりませんが、町長が憂えておられる状況からして、せっかく資格がありながら、枠があるから受けられないというはみ出た人に対する支援策、この辺についての町長の御所見を重ねてお伺いしたいと存じます。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 今、議員がおっしゃったような施策につきましては、ぜひ国のほうで無利子の奨学金制度拡充を図っていただきたと思いますし、私個人的に思いますのは、国立大学・公立大学の学費につきましては、私立大学とは違って、より低価な学費という制度をぜひ国で構築していただきたなと思っております。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 時間が来ましたので、これで終わりますが、文科省において学生への支援のあり方に対する提言が既に発表されていまして、それによりま

すと、いろいろありますけれども、ポイントは、高等教育の受益者は、その受けた本人ではなくて、社会全体が受益者だということにおいて支援せなあかんとというのが、文科省が出している提言の中にきちんと含まれている点で、自治体としても社会の成員としてそういったことに応えていく方向性を今後の取り組みの中で示していただきたいということをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議 長（寺澤秀和君） これをもちまして一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、承認第1号、川西町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてより、日程第40、議案第33号、財産の処分についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略します。

お諮りいたします。

日程第5、承認第1号、川西町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてより、日程第7、承認第3号、川西町介護保険条例の一部を改正する条例を廃止する条例の専決処分についてまでの3議案を一括議題といたしたいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、最初に、承認事項につきまして御報告し、承認を求めたいと思います。

承認第1号、川西町税等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について、承認第2号、川西町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、承認第3号、川西町介護保険条例の一部を改正する条例を廃止する条例の専決処分についてでございます。

これら3条例については、主に平成27年12月議会において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に関連して一部を改正させていただきましたが、その後、国により改正の必要がなくなった旨の通知を受けての条例の改正でございます。

町長の専決処分事項に関する条例に基づき、専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 町長の説明が終わりましたので、ただいまより承認案の審議に入ります。

承認第1号から承認第3号までの3議案について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

承認第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案件について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案件について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案件について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

お諮りいたします。

日程第8、議案第1号、平成28年度川西町一般会計予算についてより、日程第15、議案第8号、平成28年度川西町水道事業会計予算についてまでの8議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村正匡君） それでは、今議会に上程いたしました平成28年度当初予算案を初め、平成27年度補正予算案などについての提案要旨について御説明いたします。

まず、町議会の御審議をお願いするに当たり、議員各位を初め、住民の皆様の御理解と御協力を賜りたく、新年度の主要施策を中心に所信を申し上げます。

昨年来、我が国の経済状況は、安倍内閣による経済政策等により、円安・原油安による輸出関連企業の業績の改善などにより、緩やかな改善基調となりましたが、今年に入ってから、中国経済の減速などにより、株価の急騰、円高など、景気の下振れリスクが高まっております。

また、雇用者所得は回復傾向にあり、有効求人倍率も1月は1.28倍と、前月比0.01ポイント改善しました。今後も新規求人の回復も見込まれており、雇用者所得も引き続き改善すると予想されております。これらについては、町民一人一人の生活に密接にかかわることから、引き続き注視してまいりたいと考えております。

一方、本町の財政面でございますが、経常収支比率、平成26年度87.4%、県内平均96.0%、全国平均91.3%、実質公債費比率、平成26年度3.8%、県内平均10.9%、全国平均8.0%、ともに引き続き全国・県内市町村と比較いたしましても良好な状態にあります。

さて、私の町長の任期も半ばを過ぎました。これまで、「人・企業にとって魅力あるまちづくり」「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」「住民参加で開かれたまちづくり」の4つの柱を町政運営の基本としてまいりました。

一方、国においては、現在、少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」の新三本の矢の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けた取り組みを開始し、地方創生のさらなる加速する施策を打ち出されております。

このような中、本町においても、これまで私を本部長とする川西町まち・ひと・しごと創生推進本部会議を6回開催、中山徹奈良女子大学大学院教授を座長とする、本町議会議長、副議長並びに町内外の有識者で構成する川西町まち・ひと・しごと創生会議を3回開催、公募で参加を募った住民会議「川西町の未来を語るつどい」を3回開催し、議論を重ねてまいりました。3月10日の第7回本部会議において、今後本町の人口減少にどう対応するかをまとめた「川西町人口ビジョン」「川西町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定する予定としております。

私の任期の集大成と位置づけられる来年度においては、人口減少、高齢化が進む中でも町民の皆様が安心して暮らし続けられるように、町内に企業等を誘致して新たな雇用の場を創出し、また、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることができるような施策を展開してまいりたいと考えております。

このような考え方のもと、平成28年度一般会計予算、歳入の部におきましては、町税収入は、平成27度から3,281万円減の11億2,748万円を見込んでおります。

この主な内容は、町民税において、個人町民税で135万円の増、法人町民税では1,510万円減の計4億9,251万円、固定資産税において、企業償却資

産の減等により、1,628万円減の5億8,173万円を見込んでおります。地方消費税交付金におきましては、消費動向を踏まえ、3,090万円増の1億1,700万円を見込んでおります。地方交付税につきましては、4,000万円増の12億4,000円を見込んでおります。

一方、歳出につきましては、39億1,536万円と、平成27年度予算に比べて4億7,040万円の増となっております。

今後も引き続き、行財政の健全化と効率化に配慮しながら、私の公約である4つの柱を町政運営の基本方針とし、各種事業に取り組んでまいります。議員各位並びに住民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

それでは、新年度予算の概要について御説明申し上げます。

お手元に配付させていただいております「平成28年度当初予算案の主要施策の概要」に基づき、説明させていただきます。

2ページをお開きください。総務部関係の予算でございます。

まず、「3 広報事業の推進」でございます。

住民の皆さんに理解と信頼の上で町政を進めるには、町の施策について周知を図ることは大変重要であるため、住民の皆さんとのパイプ役の一つである広報紙については、引き続き内容の充実及び見やすさを重視した紙面づくりにより、きめ細かな情報発信を行います。また、4月1日より全面的にリニューアルし、より見やすいホームページによる町の出来事並びに新着情報を発信し、幅広い広報活動も進めてまいります。

3ページをお開きください。「7 企画事業の充実」でございます。

高齢者など交通弱者の方々の移動手段として稼働しておりますコミュニティバス・川西コスモス号の運行路線及び状況等を常に検証し、運行経費を引き続き計上しております。

4ページをお開きください。「14 駅周辺整備事業」でございます。

川西町の玄関口であり、シンボルでもある近鉄結崎駅周辺の機能充実を図るため、踏切の通行状況の改善を図るとともに、「未来の川西町や結崎駅に必要なことは何か」との観点から、駅周辺の整備に関する委託費を計上しております。

5ページをお開きください。「17 都市公園管理の推進」でございます。

健康増進やコミュニケーションの場として利用していただいている都市公園の遊具を調査、点検及び維持補修し、各世代により使いやすくするための施設整備費を計上しております。

「18 消防防災対策の推進」でございます。

複雑多様化する各種災害に適切に対処し、住民の生命と財産を守るため、消防施設及び装備を充実し、消防体制の強化を図るとともに、備蓄物資の確保並びに防災訓練を実施し、防災体制の強化を図ります。また、奈良県において現行の防災行政無線機器が老朽化しているため、再整備費を計上しております。

福祉部関係予算でございます。

6ページをお開きください。「1 地域福祉の推進」でございます。

地域住民の参加と行動による住民主体の福祉を目指すため、その活動の要となる社会福祉協議会に対し運営補助を行うとともに、障害のある人とない人がともに理解し合い、支え合う川西町を構築するため、前年に引き続き、まほろば「あいサポート運動」を推進し、各種地域福祉事業を展開してまいります。

次に、「2 障害者福祉の推進」でございます。

障害の程度にかかわらず、安心して、自立した日常生活を営むことができるよう、支援を行ってまいります。また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、より多くの方々が公平かつ適切な福祉サービスを受けられるように、事業展開を行ってまいります。

「3 高齢者福祉の推進」でございます。

長寿をお祝いする100歳の祝い、結婚50周年を迎えられた御夫婦への記念品贈呈事業を継続して実施いたします。また、地域の高齢者が仕事を通じて積極的に社会参加し、家庭や地域に活力を生み出すために、その活動の要となるシルバー人材センターに対して運営補助を行います。なお、高齢者の方が安心して生活していただけるよう、養護老人ホーム等への措置経費等を計上いたしました。

「4 児童・母子福祉の推進」でございます。

深刻な少子化問題への対応といたしましては、子育て不安の解消を目指すことが大切であり、支援対策といたしまして、子ども・子育て支援新制度に基づき、長時間保育や障害児保育の促進のための助成などにより、保育サービスの充実を図ります。なお、児童の虐待や相談・援助事業の充実を図るため、要保護児童対策協議会を磯城郡共同設置から町単独設置に変更します。

また、平成29年4月に幼保連携型認定こども園の開園を予定している設置者に対し、施設整備補助を行います。

7ページをお開きください。次に、「6 臨時福祉給付金給付事業」でございます。

消費税率の引き上げによる景気の低迷防止のための経済施策及び低所得者に対する社会保障として、町民税非課税者に対して昨年に引き続き臨時福祉給付金を支給します。あわせて、アベノミクスによる賃金の引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者に対して、年金生活者等支援臨時給付金を給付します。

「7 福祉医療対策の推進」でございます。

障害者、ひとり親家庭、子どもの健康の保持と増進を図るため、医療費助成を引き続いて実施します。なお、今年8月診療分より、子ども医療費助成について、中学校卒業までの医療費助成を入院のみであったのを、入院及び通院へと拡充を図ります。

「13 健康づくりの推進」でございます。

住民の健康維持・向上のため、病気になる前の予防に注力しております。小児B型肝炎、おたふく風邪、ロタウイルスワクチンなどの予防接種の拡充やがん検診の強化、乳幼児健診を初め、健康に関する相談事業などを実施するとともに、地域医療の確保のため、国保中央病院への運営負担金のほか、救急医療の病院輪

番制、休日応急診療所、産婦人科一次救急に係る経費の負担を行います。

また、安心して妊娠・出産ができますよう、妊婦健診に係る費用の負担、子どもを対象としたインフルエンザワクチン接種費用の一部助成を引き続き実施してまいります。

また、妊娠から就学までの切れ目のないサポートを実施するため、川西町版ネウボラ事業を推進します。

11ページをお開きください。「19 環境衛生の推進」でございます。

廃棄物の適正処理と減量化を図るため、資源ごみ分別収集につきましても、引き続きその定着を図ってまいります。また、町内清掃活動や資源回収に対する助成を継続し、リサイクル意識の向上と、さらなる廃棄物の減量化を図ってまいります。

また、平成35年度を目標とした天理市環境クリーンセンターの移転計画に伴い、平成28年4月1日設立予定の山辺・県北西部広域環境衛生組合を運営するための負担金を計上しました。

次に、「20 人権施策事業」及び「21 人権文化センター等運営事業」でございます。

あらゆる差別撤廃に向けた人権啓発に引き続き取り組むとともに、住民交流、地域の福祉の拠点ともなります東西両人権文化センター等の経費を計上しております。なお、人権文化センターにつきましても、平成27度と同様に、補助金を利用しながら事業を運営します。

産業建設部関係の予算でございます。

13ページをお開きください。「2 農業基盤の整備」「3 農業振興」「4 商工業の振興」でございます。

水路改修等の農業基盤の整備及び多面的機能農地維持対策事業の実施、結崎ネブカの地域ブランド推進のための経費、商工会への運営補助といった費用を計上いたしました。

次に、「5 環境整備事業の整理」でございます。

浄化センター周辺環境整備に係る道路等についての分筆登記業務を実施します。

「6 老朽化施設解体整理事業費」でございます。

これは、用途廃止を行った旧下永共同浴場の解体工事を行います。

次に、「7 道路整備の推進」「8 公営住宅管理事業」でございます。

道路維持補修事業、橋梁長寿命化対策事業、公営住宅管理事業等に引き続き取り組んでまいります。

教育委員会関係の予算でございます。

15ページをお開きください。「1 学校教育の推進」でございます。

将来の川西町を担う幼稚園、小中学生のための学校教育の推進でございます。

学校・地域パートナーシップ事業を活用し、学習支援の一環として、水曜日放課後子ども学習支援に要する経費を、また、小学校・幼稚園における各種支援員の配置に係る経費、幼稚園における預かり保育員配置に係る経費を本年度も計

上しております。

今年度新規事業といたしましては、小学校におきまして、5・6年生を対象に漢字検定手数料の補助、また、幼稚園におきましては、専門家による全園児を対象とした体育遊びの指導費、園舎中庭及びプールの床の改修工事費を計上しております。

学校、幼稚園の管理運営につきましては、新年度は小学校の生徒数が447名、幼稚園の園児数が92名、そして、式下中学校では、全校生徒330名、そのうち川西町として191名の生徒数が見込まれ、園・学校の管理費並びに分担金を計上しております。

次に、「3 生涯学習の推進」でございます。

今年度につきましては、文化会館のリフレッシュ化を図るために、空調改修実施設計、2階展示ギャラリーに交流スペースの設置、トイレのウォシュレット化、通路等への手すりの設置などに要する経費を計上しております。また、文化会館開館20周年記念事業といたしましての川西文化祭、音楽コンサート、子どもフェスティバルなどを実施いたします。その他、各種講座、文化祭、文化教室の開催費用並びに本町の文化活動の拠点となる文化会館の管理運営費を計上しております。

次に、「4 文化財保存事業の推進」でございます。

町内主要遺跡発掘による出土遺物の整理委託費等を計上しております。

「5 ふれあいセンターの運営及び図書館の充実」「6 社会体育の推進」「7 子どもセンター運営」でございます。

図書館におきましては、照明器具のLED化等の経費等を計上しております。その他、体育施設の指定管理委託料を含め、核施設の管理運営費を計上しております。

以上、一般会計予算について、「平成28年度当初予算案の主要施策の概要」に基づき説明いたしました。

続いて、各特別会計について御説明を申し上げます。

議案第2号、国民健康保険特別会計予算についてでございます。

国保会計につきましては、後期高齢者支援金及び高額共同事業医療費拠出金減の見通しから、歳入歳出総額は、対前年度1,642万円減の総額11億8,764万円を計上いたしております。

次に、議案第3号、後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

当会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金等の増により、対前年度1,128万円の増、予算総額は1億2,265万円を計上いたしております。

次に、議案第4号、介護保険事業勘定特別会計予算についてでございます。

当会計につきましては、各種介護サービス負担金等の増及び地域包括支援センター業務委託事業等により、対前年度1億1,346万円の増、予算総額8億4,541万円を計上いたしております。

次に、議案第5号、介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算についてでございます。

当会計におきましては、ぬくもりの郷を指定管理したことにより、対前年度1億45万円減の予算総額1,379万円を計上いたしております。

次に、議案第6号、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

本事業につきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において債権回収を行っており、組合により回収された貸付金を返戻金として受け入れております。当会計の予算として、公債費の減により、対前年度10万円の減、予算総額815万円を計上いたしております。

次に、議案第7号、公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

公共下水道につきましては、昭和52年の事業認可以来、ほぼ全域において整備は行き渡っているところでございますが、当初の整備からは30年以上が経過しております。今後は、老朽化した下水道管を中心に調査・分析を行い、長寿命化計画を策定し、下水道管の改築・更生を実施する必要があります。予算といたしましては、この長寿命化計画に基づく管渠改築設計、地方公営企業法適用に向けた業務委託等を計上しており、対前年度3,594万円の減、総額3億2,455万円となっております。

次に、議案第8号、水道事業会計予算についてでございます。

上水道事業につきましては、給水戸数3,740戸、年間総給水量100万立方メートルを予定し、水道事業収益2億3,156万円、水道事業費用は2億1,368万円、資本的収入450万円、資本的支出6,339万円を予定しております。

以上が、平成28年度川西町一般会計、特別会計及び水道事業会計の予算案の概要でございます。

平成28年度におきましても、乳幼児対策、高齢者対策、まちづくりなどの諸課題に対しまして、より一層将来を見据えた長期的な構想のもと、町政の運営に努めたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

議 長（寺澤秀和君） 町長の説明が終わりましたので、ただいまより、議案第1号、平成28年度川西町一般会計予算についてより、議案第8号、平成28年度川西町水道事業会計予算についてまでの総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番 議員（芝 和也君） それでは、新年度予算の私の所属委員会外、福祉部の所管します部分について若干お尋ねをいたします。

まず、一般会計ですが、子どもの医療費助成、ただいまも御説明のとおり、次年度より義務教育終了までが通院も含めて実施される運びとなりました。その取り組みであります。拡充されてここまで至っているところですが、現状においては、一旦医療費の自己負担分を医療機関窓口で支払った後、後から精算されるという仕組みになっています。これは、これまでも議論を重ねてきており

ますけれども、近畿では奈良県だけが現在こういう状況でありますので、他府県同様に、本町においても現物給付化に移すことを求めるところであります。

手がけるか否かは別にしまして、そもそもこれは取り組みとして可能なのか、それとも仕組み上できないのか、その辺、率直なところを聞かせていただけたらと存じます。

次に、学童保育についてお尋ねをいたします。

先ほど一般質問で同僚議員からも同様の質問がありましたので、重ねてお伺いすることになります。先ほどの議論では、学童保育の定員が拡充されてまいりましたけれども、需要増に対してどうしていくのかということでは、町施設の利用を考えながら検討していくという話が町長からはあったかと存じます。これまでも出ていますけれども、その辺、子どもセンターの利用とか、いろいろ話がありますけれども、結局、具体的に学童保育所として機能が実施できるようにきちんと措置をとるのかどうか、そこが問われてまいりますので、その辺、重ねて、需要増に対して、その解消に向けた今後の方途についてお伺いをいたします。

次に、特別会計についてであります。国保、介護、後期高齢者関係であります。それらに共通した問題でありますけれども、いずれの医療保険につきましても、保険料を賦課し、保険会計を維持するべく予算措置がとられているところでありますけれども、これらの会計の加入者の特徴としましては、現役を引退された方が基本的には加入者となってくるといのが中心であります。そういう点でいけば、収入は年金が中心となりますし、一般的な現役世代に比べれば、所得を比較しますと、低い層が中心ということになります。ただ、年齢を重ねていますので、医療機関に行く機会が現役世代の一般の保険に比べればはるかに多いということになりまして、仕組み上、収入は少ないので保険料収入は低いですが、支払う医療費のほうはかさばる、これが各会計の特徴になってきています。これは承知のとおりであります。

そこで、そういった中であって、特に低所得者対策、住民税非課税世帯を対象にして、やはり何がしかの手だてが必要ではないかと考えるところでありますが、この点、これはもうどう転んでもそういった手だてをすることは無理なのか、それとも、できることなら手だては打ちたいというふうに考えて工面しているのか、その辺、町長の姿勢としての御所見を、この分野でもお聞かせいただきたいと存じます。

それから、介護保険に関してでありますけれども、これまた保険料、利用料が、仕組み上、加入の対象となる皆さんの分母が膨らみますので、そうなりますと利用料が必然的に増えまして、実施する事業も増えてくるから、それを賄うために保険料が上がるを得ない、こういう保険の会計上の仕組み、これが一つの特徴であります。

加えて、今年の場合は、現行制度に加えて非課税年金も収入というふうにみなしまして、そのことによって、これまでは負担限度額が定められていたけれども、非課税年金の部分、遺族年金とかそういった部分が収入とみなされますの

で、負担限度額を超える皆さんが出てくるということになりますので、新たな負担増という形に仕組みは変わってしまいます。その是非はともかくとして、その影響見込みはどの程度出てくるのか。

それから、介護における一連の特徴を今申し上げましたけれども、そういう現象について町長御自身はどうお受けとめになっているのか、この辺について伺いをいたします。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） それでは、芝議員の質問に対しまして、まず私のほうから回答させていただきます。

議員御質問の子ども医療費の現物給付化につきまして、現物給付は、先ほど議員もお述べになりましたとおり、医療機関の窓口で患者が一部負担金を払い、自己負担額との差額は医療機関から役場に請求することになりますので、償還払いよりは一時的に医療費を立て替える必要がない分、家計の負担が減少すると考えられております。

現在、国保の都市協議会あるいは町村会におきましても、県に対し、現物給付化への要望を上げていく方向であります。また、国におきましても、子どもの医療制度のあり方等に関する検討会におきまして、国民健康保険国庫負担金の減額措置の一部の廃止について議論されているところでもあります。しかし、今のところ、一部負担金につきましては、各市町村が無料、500円あるいは1,000円など、さまざまに設定されておりますので、現状のままで現物給付を行うとなれば、患者から支払いを受ける医療機関の窓口が、一部負担金の違いによりまして煩雑かつ混乱すると考えられます。また、このように誤請求のリスクも大きくなるのが考えられますので、医療機関の事務処理が増加することにもなります。

このことにつきましては、奈良県医師会等の調整が必要であると考えております。例えば一部負担金を県下統一するとなりましても、各市町村の財政的または政策的な絡みが出てきますので、現在の市町村子ども医療費制度の一部負担金についての市町村間の調整も必要であると考えます。また、医療機関から市町村に請求する際には、これの取りまとめを行う国民健康保険団体連合会などの審査機関を経由することがありますので、そのシステムの構築から事務処理の調整までも必要となると考えております。

このように、現物給付の実現には、県医師会、審査機関、各市町村などのさまざまな機関との調整が想定されるため、現段階での早期の実現は厳しい状況であると考えております。

続きまして、学童保育の需要増に対する対応等につきましては、先ほど松村議員の一般質問で町長が回答しておりますので、私のほうからは控えさせていただきます。

続きまして、住民税非課税世帯に対する国保医療費等助成措置につきまして回答します。

議員御質問の住民税非課税世帯に対する医療費助成措置についてですが、議員も御存じのとおり、国民健康保険は国民健康保険法にのっとって運営しております。現在の制度では、医療機関窓口での自己負担金は、義務教育就学前が2割、義務教育就学後70歳未満が3割、70歳以上75歳未満が1割あるいは2割、または一定所得以上の場合につきましては3割と定められております。また、入院等で窓口負担が高額となる場合は、高額療養費制度があり、70歳未満の方で住民税非課税世帯である場合は、月3万5,000円が負担の限度額となっております。70歳以上75歳未満の方につきましても、低所得者に当たる場合は、外来で月8,000円、入院と合わせても1万5,000円が最低の負担限度額として設定されております。

このように、国民健康保険におきまして住民税非課税世帯もしくは低所得者に対する医療費の負担を軽減する制度がありますので、当町といたしましても、いつも言うておりますが、また、先ほど社会保障での町長の答弁もありましたように、自己負担のさらなる医療費助成につきましては、いろいろと検討していくこともありますので、今のところ想定はしていないということです。

続きまして、介護保険制度でございます。

介護保険につきましても、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、関係法律について所要の整備が行われ、介護保険法関係は、平成27年4月以降、順次法改正が施行されております。

その一つとして、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を図るため、低所得の施設利用者の食費、居住費を補填する補足給付の要件に資産などが追加されました。介護3施設やショートステイを利用する食費、部屋代について、御本人の負担が原則ですが、低所得の方につきましては、食費、部屋代を補填する補足給付により負担軽減を行っております。この補足給付の要件が、議員お尋ねの負担限度額であります。既に平成27年8月から、預貯金等の金額を確認して、一定の基準額を超える場合は負担軽減の対象外とし、要件に資産が追加され、さらに平成28年8月からは、補足給付の要件に非課税年金を収入として勘案する改正が施行され、非課税である遺族年金、障害年金は非課税所得であることから、非課税年金受給者情報につきましては、当町として把握していないのが現状です。

また、対象者となる判定基準が示されていないところから、この法改正に伴う影響額等につきましては、年金情報の所得情報も当町ではわかりませんので、質問にはちょっとお答えしかねるところでございます。

また、非課税年金が給付額の決定に勘案されることにつきましては、現在、在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性の観点から、さらには低所得者の保険料の軽減の拡充、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある方の利用者負担を見直し、介護保険制度の健全化のため、この法改正につきましてはいたし方のない改正かというように思慮しておるところでございます。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 部長から一連の説明をいただいたところであります。まず、子どもの医療費の現物給付化についてであります。現物給付されることで家計負担の減少につながるということについては、そう承知しているということでありました。あとはこの制度の実施に向けてどう進めていくのかということ、実情を先ほど部長から説明いただきましたが、諸般の事情から早期実施は厳しいという話でありました。

これを進めていくためには、町長として音頭をとって行く以外には手はないと存じます。特に、若年の御夫婦の皆さんが子育て世代の中心になってきますし、そうなりますと、現下の経済状況からして、家計も厳しいのが実情であります。

そういう点で言えば、財布が底をついてきて、月末になると非常に心細くなってくるといえるのは、これはなった者にしかわかりませんが、ある意味、精神安定上もその辺は非常に厳しく、しんどいという面がついて回ると思います。同時に、子どもはいつ何どき熱が出るかわかりませんが、そういうときに財布が底をついてる状態で行くと、先ほどの精神安定面では一層負担がかぶさってくるというふうなことになります。

現在の取り組みは、一旦窓口で自己負担分を支払った後、後から返ってきますから、実質の支出は全体としてはないんですけども、仕組み上、一旦窓口で立て替えて支払う必要がありますので、その辺、内面的な問題としても、一旦立て替えなんという財布の中身との相談みたいなものが入ってくるというのが実態であります。非常に悩ましい話であります。

その辺、町長御自身は一刻も早く解消をとという思いは共通してあるものと存じますので、そこら、町長御自身の踏み切るに向けての取り組み、積極的に何をどう手だてを打っていかうと考えているのか、長としての御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

次に、学童保育の需要増に対応する話であります。いずれにしても、実際具体的にどないしていくのか、こういうことです。各種放課後の教室事業などに取り組んで、子どもの対応はできているんですけども、それと学童保育の機能とは全然別ですので、全体の子育て支援策や地方創生の取り組み、いろいろな部分と重なってまいりますけれども、実際需要があるわけですから、それに対して手だてを打っていくことは急務でありますので、その辺、学童保育的機能をどこでどう確保するのか。先ほども同僚議員の一般質問への答弁では、町施設の利用を考えながら対応するべく検討していきたいということでもありますので、その具体的中身、実際、その対応する施設が学童保育としての機能を発揮せんことには事をなしませんので、そこについての取り組みを改めてお伺いいたします。

それから、高齢者等住民税非課税世帯に対する医療費助成措置でありますけれども、これも先ほどの子どもの医療費の取り組みと共通した部分があると思います。特に住民税非課税世帯などで、蓄えが底をついてくるのは、よっぽどあれば

別ですけれども、普通は退職金があっても、使っていますとだんだん底をついてきますし、とりわけ住民税非課税世帯ということは、年金受給額もそうした受給内容ということでありますので、やっぱり心細い限りであると存じます。

これからの人に対する対策も当然大事ですけれども、これまで社会を築いてこられた皆さんに対する手だても決しておろそかにできないものと、こういうふうに考えているところでもあります。やはり手だては必要ではないかと考えますが、町長御自身、この点についてどうお考えになるか、改めて御所見をお伺いいたします。

それから、介護保険についてでありますけれども、仕組み上、利用料の負担が上がっていくということにならざるを得ないというのが制度の特徴でありまして、それに対して市町村がどういう手だてをしていくかということになりますと、国保では国保の現行法にのっとってやっていくという話でありましたけれども、国保に比べて介護保険のほうが市町村の上乗せや横出しといった取り組みをしていくのがより厳しい制約がかかっている、制度としては取り組みにくい内容でありますので、そこは厳しいところがありますけれども、やっぱり負担がかさんでいく問題を黙って見ておくわけにはいかないと存じます。

その辺、町長御自身は気持ちとしてどう持っておられるのか。

その上で、やっぱり取り組もうと思えば制度を熟知して、どういう手が打てるのかということを見つけていく必要があると思います。そこら辺、制度をしっかりと熟知し、そして、住民の目線に立って、その立ち位置からどういう取り組みができるかということを見つけていく、これが必要ではないかと思っておりますけれども、その辺の取り組みについて町長の御見解をお伺いいたします。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、子どもの医療費の件でございます。

現物給付の方式、現在は償還払いでございますけれども、やはり芝議員がおっしゃっているとおり、保護者の方々の負担もございまして、現物給付のほうがよろしいのではございますけれども、国民健康保険の国庫金の減額措置などの影響が非常に甚大であるということで、現在、各都道府県、各市町村から国に陳情している状況だということは、議員も御認識であるかと思っております。

そういう中で、今回、子ども医療費の助成制度拡大がほぼ決まるのかなと思っておるんですけれども、こちらにつきましては、県下の各市町村と県とがここ数年協議を重ねた結果、両者折半するという形で決着が見込めそうな形でございます。

ですので、現物給付方式についても県とよく協議をしながら、実現に取り組んでいきたいと思うんですけれども、やはり先ほども申し上げましたとおり、国庫金の減額措置というのは非常に影響が大きいので、この辺の負担をどうするかというのは今後もよく検討していかなければいけないのかなと感じておるところでございます。

次の学童保育につきましては、需要、ニーズはあるということは、待機児童も

いることからはっきりしておるんですけども、一方で、今後、何もしなければ子どもの数も減少していくというようなところで、できれば新しい施設の建設ということは避けていきたいなど考えております。その中で、先ほども申し上げましたとおり、町施設の利用を検討していきたいということでございます。具体的な中身ということでございますが、現在、町内にある全ての施設を対象として検討していきたいと考えておりますので、その辺で御理解いただきたいと思っております。

次の国保医療費助成措置ということでございますが、高齢者の方々について、支払う保険料は低いけれども、高齢者でございますので、医療にかかる回数も増え、1回当たり1割負担ではございますけれども、支払う医療費がかさばるといことは、私も感じておるところでございます。やはり今後町内においても人口減少、特に生産年齢人口の減少でもございますので、町の財政状況を勘案し、現時点では国の対応に任せたいといひますか、国の対応をお願いしていきたいと考えております。

介護保険制度につきましては、先ほど部長からも答弁ございましたとおり、介護保険制度を維持するためには、所得や資産のある方々に一定の負担をいただくことはやむを得ないのかなと考えておるところでございます。

以上です。

議長（寺澤秀和君） これをもちまして、議案第1号より議案第8号までの総括質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいまの議案第1号から議案第8号までの8議案の討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（寺澤秀和君） 異議なしと認め、議案第1号より議案第8号までの諸議案を、厚生及び総務・建設経済の各常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

日程第16、議案第9号、平成27年度度川西町一般会計補正予算についてより、日程第41、議案第33号、財産の処分についてまでの26議案を一括議題といたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（寺澤秀和君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

当局の提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（竹村匡正君） それでは、平成27年度の補正予算について御説明申し上げます。

日程第16、議案第9号、平成27年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

13ページをお開きください。まず、歳出についてでございます。

款1.議会費 項1.議会費におきまして、人件費の増により238万円の増額、

款 2. 総務費 項 1. 総務管理費におきましては、人件費の増、電算セキュリティ強
靱化対策事業、基金の積み増し及び地方創生加速化交付金事業の実施などにより、
1 億 8, 5 7 1 万円の増額、1 5 ページに移っていただき、項 2. 徴税費におきま
して、人件費の増により 1 9 9 万円の増額、1 6 ページに移っていただき、項 3.
戸籍住民基本台帳費におきまして、人件費の増及び個人番号カード交付事業によ
り 2 3 2 万円の増額、項 5. 統計調査費におきまして、人件費の減により 1 2 万円
の減額、1 7 ページに移っていただき、款 3. 民生費 項 1. 社会福祉費におきまし
ては、人件費の減及び臨時福祉給付金給付事業等により 3, 7 2 2 万円の増額、1
9 ページに移っていただき、項 2. 児童福祉費におきましては、人件費の増及び長
時間保育事業助成の減により、合わせて 4 1 5 万円の減額、2 0 ページに移っ
ていただき、款 3. 人権施策費においても、人件費の減により、9 万円の減額をお願
いするものです。

款 4. 衛生費 項 1. 保健衛生費におきましては、人件費の増により、2 5 6 万円
の増額をお願いするものです。項 2. 清掃費におきましては、人件費の減により、
7 万円の減額をお願いするものです。

2 2 ページに移っていただき、款 5. 農商工業費 項 1. 農業費におきましては、
人件費の増により、6 2 万円の増額をお願いするものです。

款 6. 土木費 項 1. 土木管理費におきましては、人件費の減により 1 7 5 万円の
減額を、2 3 ページに移っていただき、項 2. 道路橋梁費におきましては、人件費
の増により 8 7 万円の増額を、項 3. 都市計画費におきまして、立地適正化計画策
定実施年度延長による減、公共下水道事業特別会計への繰出金の増及び人件費の
増により、合わせて 9 6 万円の減額、2 4 ページに移っていただき、項 4. 住宅費
におきまして、人件費の増及び住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金の増によ
り、6 6 万円の増額をお願いするものです。

款 8. 教育費 項 1. 教育総務費におきましては、人件費の減により 2 8 7 万円の
減額を、2 5 ページに移っていただき、項 2. 小学校費におきまして、川西小学校
臨時講師賃金の増により 8 0 万円の増額を、項 5. 幼稚園費、項 6. 社会教育費及
び項 7. 保健体育費においては、人件費の増減により、それぞれ 3 3 0 万円の減額、
2 4 7 万円の増額、5 万円の増額をお願いするものです。

款 1 0. 諸支出金 項 2. 基金費におきましては、大和中央道整備に係る町有地売
却による収入により、土地開発基金繰出金 1 億 4, 5 9 0 万円の増額をお願いする
ものです。

主なものは以上です。

次に、歳入につきましては、戻っていただいて、1 0 ページを御覧ください。

款 9. 地方交付税では、普通交付税が決定したことにより、1 億 9, 9 1 9 万円
の増を見込んでおります。

款 1 3. 国庫支出金における主なものといたしまして、項 2. 国庫補助金におい
て、歳出でも説明いたしました、電算セキュリティ強靱化対策事業、地方創生加
速化交付金事業及び臨時福祉給付金事業の実施などによる国庫補助金の増等によ

り、5,702万円の増、11ページに移っていただき、款14.県支出金における主なものといたしまして、項2.県補助金において、放課後児童対策事業が国費に振りかわったこと等により、868万円の減を見込んでおります。

款15.財産収入におきましては、町有地売却等により、1億4,589万円を増額するものです。

款17.繰入金 項1.基金繰入金におきましては、対象事業の未執行や交付税などの財源が当初見込みより増額となったため、自治振興基金及び地域福祉基金からの繰入金2,240万円を減額するものです。

12ページに移っていただき、款19.諸収入におきましては、新市町村振興宝くじ交付金の減に伴い、7万円の減額をお願いするものでございます。

款20.町債 項1.町債におきましては、執行した事業費のうち起債の対象となる経費が減額変更したこと等による公共事業債650万円の減、また、セキュリティ強化事業実施による一般補助施設等整備事業債570万円の増を計上しております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ3億7,021万円の増額補正をお願いするものであります。これによりまして、平成27年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億9,350万円となります。

そのほか、繰越明許としましては、6ページを御覧ください。

今般補正計上させていただいた国の補正予算に係る自治体情報セキュリティ強化対策事業、地方創生加速化交付金事業、個人番号カード交付事業、介護システム改修事業及び臨時福祉給付金事業のほか、人事給与システム改修事業については、今年度中での執行が困難なことから、翌年度に繰り越して使用するため、6,917万円の繰越明許費をお願いいたします。

7ページを御覧ください。地方債限度額の補正についてでございます。

各種事業の実績に合わせて、それぞれ限度額の増減をお願いするものです。

次に、議案第10号、平成27年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

まず、歳出についてですが、7ページを御覧願います。

主なものといたしまして、款1.総務費におきまして、人件費の減により61万円の減額、款2.保険給付費 項1.療養諸費におきまして、訪問看護の見込み増による一般被保険者療養給付費1,550万円の増額、項2.高額療養費については、高額療養費の増により、157万円の増額をお願いするものです。

8ページに移っていただき、款7.共同事業拠出金 項1.共同事業拠出金におきまして、今年度の拠出金額が確定しましたので、高額共同事業医療費拠出金の減、保険財政共同安定化事業拠出金の増により、差し引き295万円の増額をお願いするものです。

款8.保健事業費 項1.特定健康診査等事業費におきましては、人件費の増等により84万円の増額をお願いするものです。

款10.諸支出金におきまして、平成26年度分の療養給付費が平成27年度に

確定したことにより償還分が発生し、療養給付費償還金 6 4 7 万円の増額をお願いするものです。

歳入につきましては、5 ページを御覧願います。

療養給付費のおおむねの見込みが出てきたことから、款 3 . 国庫支出金 項 1 . 国庫負担金 5 4 8 万円の増額、項 2 . 国庫補助金 1 5 3 万円の増額、款 6 . 県支出金 項 1 . 県負担金におきまして、高額医療費共同事業負担金の減及び特定健康診査等負担金の増と合わせまして 2 万円の増額、項 2 . 県補助金におきまして、普通調整交付金 1 5 3 万円の増額、款 9 . 繰入金におきまして、職員給与費に関する繰入金の減額及び財政調整基金からの繰入金を増額することにより、財源を調整しております。

これによりまして、歳入歳出それぞれ 2 , 6 7 3 万円追加し、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 1 2 億 6 , 5 8 8 万円となります。

次に、議案第 1 1 号、平成 2 7 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

4 ページを御覧ください。歳出でございます。

款 1 . 総務費におきまして、人件費の増により 9 8 万円の増額、歳入につきましては、款 3 . 繰入金におきまして、一般会計からの繰入金 9 8 万円を増額することにより、財源を調整しております。

これによりまして、歳入歳出それぞれ 9 8 万円追加し、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1 , 5 1 9 万円となります。

次に、議案第 1 2 号、平成 2 7 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

8 ページを御覧ください。歳出でございます。

主なものといたしまして、款 1 . 総務費におきましては、人件費の増及び介護保険システム改修事業委託等により 2 8 3 万円の増額、款 2 . 保険給付費におきましては、各サービス利用者の実績見込みによる負担金の減等により、項 1 . 介護サービス等諸費において 2 , 2 0 0 万円の減額、9 ページに移っていただき、項 2 . 介護予防サービス等諸費において 7 0 0 万円の減額、そして、款 3 . 地域支援事業費において、人件費の増 1 4 8 万円、家庭介護用品支給事業 8 5 万円の減額、1 0 ページに移っていただき、款 4 . 基金積立金におきましては、余剰金の積立金の増として 6 3 8 万円の増額を行うものです。

6 ページにお戻りください。歳入でございます。

給付費の減に伴う負担金や交付金の減によるもので、款 1 . 保険料におきまして 4 万円の減額、款 4 . 国庫支出金におきまして 6 5 3 万円の減額、款 5 . 支払い基金交付金におきまして 8 1 2 万円の減額、款 6 . 県支出金におきまして 3 8 2 万円の減額、款 7 . 繰入金におきまして 6 4 万円の減額をお願いするものです。

これによりまして、歳入歳出それぞれ 1 , 9 1 7 万円を減額し、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 3 , 3 4 3 万円となります。

そのほか、繰越明許としましては、4 ページを御覧ください。

先ほどの一般会計補正予算と同様に、今回補正計上させていただいた国の補正予算に係る事業等については、今年度中での執行が困難なことから、翌年度に繰り越して使用するため、128万円の繰越明許費をお願いいたします。

次に、議案第13号、平成27年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

5ページをお開きください。

歳出の主なものといたしまして、款1.総務費におきましては、人件費及び介護予防サービス計画費委託料等の増により14万円の増額、款2.サービス事業費におきまして、通所介護サービス委託料等の減、認知症対応共同生活介護委託料の増により、360万円の減額をお願いするものです。

款3.予備費におきまして、20万円の減額をお願いするものです。

4ページに戻っていただき、歳入の主なものといたしまして、款1.サービス収入におきまして、各サービス利用者の増減に伴い、404万円の減額をお願いするものです。

款2.繰入金におきまして、38万円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ367万円を減額し、これにより、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億1,413万円となります。

次に、議案第14号、平成27年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

4ページを御覧ください。

これは、回収不能が確定した債権128万円を一般会計からの繰り入れと県補助金を合わせて住宅新築資金等運用基金積立金に積み立てるものです。

これによりまして、歳入歳出それぞれ128万円を増額し、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ2,683万円となります。

次に、議案第15号、平成27年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

5ページを御覧ください。

工事請負費の実績の増減及び人件費の増により、歳入歳出それぞれ283万円の増額をお願いするものです。

これにより、同特別会計の予算総額は、3億6,969万円となります。

次に、議案第16号、平成27年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

3ページを御覧ください。収益的収入におきまして、受託工事費の減、長期前受金戻し入れ及び貸倒引当金戻し入れの増により、299万円の増額をお願いするものです。

4ページを御覧ください。収益的支出におきまして、人件費、ろ過剤入れかえ等の委託料及び工事費の減並びに減価償却や資産減耗の増により501万円の減額、資本的支出におきまして、浄水施設に係る工事請負費の減により195万円の減額をお願いするものです。

以上が平成27年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例改正でございます。

まず、議案第17号、行政不服審査法の施行の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

1枚おめくりください。これは、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。

なお、一部改正に該当する条例は、川西町行政手続条例、川西町情報公開条例、川西町個人情報保護条例、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例、川西町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例及び川西町消防団員等公務災害補償条例の7条例でございます。

次に、議案第18号、川西町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてでございます。

1枚おめくりください。これは、行政不服審査法の規定により、資料の写し等の交付に係る手数料の額等を定めた条例を制定するものでございます。

次に、議案第19号、川西町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、地方公務員法及び行政不服審査法の改正により、人事行政の運営等の状況の公表事項の改正及び不利益処分を受けた被処分人の行う手続の変更等を行う条例の一部改正でございます。

次に、議案第20号、固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、行政不服審査法及び行政不服審査法施行規則の施行に伴い、審査申し出に係る規定の整備を行う条例の一部改正でございます。

次に、議案第21号、川西町長期基本構想審議会条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、当該事務を所管する担当課の変更を行ったことによる改正でございます。

次に、議案第22号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、地方公務員法の改正により、当該条例の条ずれ修正を行うことによる条例の改正でございます。

なお、一部改正に該当する条例は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、一般職員の給与に関する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の旅費に関する条例の4条例でございます。

次に、議案第23号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、学校教育法等の改正により、小中一貫校が義務教育学校として学校の種類に規定されたことによる条例の改正でございます。

次に、議案第24号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、一般職の町職員の給与改正に準じて賞与額の改定に伴う改正でございます。

次に、議案第25-1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、一般職の国家公務員の給与改定の実施に関する人事院勧告に準じ、本町の一般職の職員の給与改定を行う一部改正でございます。

次に、議案第25-2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、地方公務員法の改正により給与条例の等級別基準職務表を規定することが義務化されたことにより、当該職務表を本条例中に規定したことによる一部改正でございます。

次に、議案第26号、川西町立川西幼稚園預かり保育条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、債権管理条例の施行に合わせて、保育料の徴収期日を「毎月15日」から「毎月末日」に変更を行う改正でございます。

次に、議案第27号、川西町体育施設条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、天理市との大和まほろば広域定住自立圏の取り組みとして、下永体育館の使用について、天理市民は町内在住者と同じ使用料とすることにするための改正でございます。

次に、議案第28号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を受けて、本条例中の「職員となるものの資格」に「義務教育学校教諭となる資格を有するもの」を追加する条例の改正でございます。

次に、議案第29号、川西町子ども医療費助成条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、通院医療費の助成対象を、小学校就学前の子どもから中学校卒業までの子どもに拡大するための条例の改正でございます。

次に、議案第30号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、建築基準法施行令等の改正に伴い、設備の設置基準等の改正を行うものでございます。

次に、議案第31号、川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、介護保険法改正により、当該条例の条ずれ修正を行うことによる条例の改正でございます。

次に、議案第32号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更についてでございます。

1枚おめくりください。これは、本協定書の取り組み及び役割分担に「道路等の交通インフラの整備」の追加を行うための変更でございます。

次に、議案第33号、財産の処分についてでございます。

これは、県道整備に伴い、本町所有の土地及び物件を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもので、土地1億2,822万円、建物1,767万円を処分するものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（寺澤秀和君） お諮りいたします。

ただいまの議案第9号より議案第33号までの26議案につきましては、質疑通告がございませんので、総括質疑を終結するとともに、討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（寺澤秀和君） 異議なしと認め、議案第9号より議案第33号までの諸議案は、厚生及び総務・建設経済の各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、さきに配付のとおりお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、明日より17日までは、各委員会開催のため休会といたします。18日午後1時30分より再開し、ただいま各常任委員会に付託しました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、御協力ありがとうございました。

（午後0時37分 散会）

議 事 日 程

厚 生 委 員 会
総務建設経済委員会

厚生委員会議事日程

平成28年3月10日(木)

午前10時 開議

日程第1 議案第1号 平成28年度川西町一般会計予算について

歳出	款2	総務費	項3	戸籍住民基本台帳費	P. 38～39
	款3	民生費			P. 42～54
	款4	衛生費			P. 54～58
歳入	上記関係歳入				P. 16～

日程第2 議案第2号 平成28年度川西町国民健康保険特別会計予算について

日程第3 議案第3号 平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第4 議案第4号 平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について

日程第5 議案第5号 平成28年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について

日程第6 議案第9号 平成27年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款2	総務費	項3	戸籍住民基本台帳費	P. 16
	款3	民生費			P. 17～20
	款4	衛生費			P. 21
歳入	上記関係歳入				P. 10～

日程第7 議案第10号 平成27年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第8 議案第11号 平成27年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第9 議案第12号 平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第10 議案第13号 平成27年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について

日程第11 議案第28号 川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12 議案第29号 川西町子ども医療費助成条例の一部改正について

日程第13 議案第30号 川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第14 議案第31号 川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について

閉会 11時48分

出席委員

委員長	石田 三郎	副委員長	松本 史郎
委員	安井 知子	委員	伊藤 彰夫
委員	森本 修司	委員	大植 正
議長	寺澤 秀和		

説明のために出席した者

町長	竹村 匡正		
副町長	森田 政美		
理事	河井 美樹		
総務部長	吉田 昌功		
総務課長	安井 洋次	財政課長	西村 俊哉

福祉部長	下間 章兆		
住民保険課長	岡田 充浩	健康福祉課長	吉岡 秀樹
長寿介護課長	堀内規世子		

職務のために出席した者

議会事務局長 吉岡 伸晃

欠席委員及び職員

総務建設経済委員会議事日程

平成28年3月11日（金）

午前10時 開議

日程第1 議案第1号 平成28年度川西町一般会計予算について

歳出	款1	議会費	P. 29～30
	款2	総務費	P. 30～42
	款4	衛生費	項1 保険衛生費目3 公害対策費 P. 56
	款5	農商工業費	P. 58～61
	款6	土木費	P. 61～67
	款7	消防費	P. 67～69
	款8	教育費	P. 69～84
	款9	公債費	P. 84
	款10	諸支出費	P. 85
	款11	予備費	P. 85
歳入	上記関係歳入		P. 13～

日程第2 議案第6号 平成28年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第3 議案第7号 平成28年度川西町公共下水道事業特別会計予算について

日程第4 議案第8号 平成28年度川西町水道事業会計予算について

日程第5 議案第9号 平成27年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款1	議会費	P. 13
	款2	総務費	P. 13～16
	款5	農商工業費	P. 22
	款6	土木費	P. 22～24
	款8	教育費	P. 24～27
	款10	諸支出金	P. 27
歳入	上記関係歳入		P. 10～

日程第6 議案第14号 平成27年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について

日程第7 議案第15号 平成27年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について

日程第8 議案第16号 平成27年度川西町水道事業会計補正予算について

日程第9 議案第17号 行政不服審査法の実施に伴う関係条例の整備に関する条例について

- 日程第10 議案第18号 川西町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第19号 川西町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第20号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第13 議案第21号 川西町長期基本構想審議会条例の一部改正について
- 日程第14 議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第24号 川西町議会議員の議会報酬等に関する条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第25-1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第25-2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第26号 川西町立川西幼稚園預かり保育条例の一部改正について
- 日程第20 議案第27号 川西町体育施設条例の一部改正について
- 日程第21 議案第32号 定住自立圏の形成に関する協定書の変更について
- 日程第22 議案第33号 財政の処分について

閉会 15時5分

出席委員

委員長	中嶋 正澄	副委員長	今村 榮一
委員	松村 定則	委員	福西 広理
委員	寺澤 秀和	委員	芝 和也
副議長	伊藤 彰夫		

説明のために出席した者

町長	竹村 匡正		
副町長	森田 政美		
理事	河井 美樹		
総務部長	吉田 昌功		
総務課長	安井 洋次	財政課長	西村 俊哉
総合政策課長	山口 尚亮	税務課長	大西 成弘
債権管理課長	福本 誠治		

産業建設部長心得 奥 隆至

教育長	山嶋 健司		
教育次長	栗原 進		
教委総務課長	深澤 達彦	社会教育課長	廣瀬 行延

水道部長 福本 哲也

会計管理者 松本雅司

職務のために出席した者

議会事務局長 吉岡 伸晃

欠席委員及び職員

平成 2 8 年川西町議会
第 1 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 8 年 3 月 1 8 日

平成28年川西町議会第1回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成28年3月18日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成28年3月18日 午後1時37分 宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 河井美樹 総務部長 吉田昌功 福祉部長 下間章兆 水道部長 福本哲也 産業建設部長心得 奥 隆至 総務課長 安井洋次 財務課長 西村俊哉 総合政策課長 山口尚亮	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 吉岡伸晃 モニター係 野口明日香	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	12番 大植 正 議員	1番 松村定則 議員

川西町議会第1回定例会（議事日程）

平成28年3月18日（金）午後1時30分再開

日程	議案番号	件名
第1	議案第1号 ～ 議案第33号	委員長報告 質疑・討論 採決
第2	議案第34号	川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

(午後 1 時 3 7 分 再開)

議長 (寺澤秀和君) 皆さん、こんにちは。

これより平成 2 8 年川西町議会第 1 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 1 2 名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長。

町長 (竹村匡正君) 議長に発言のお許しをいただきましたので、御挨拶させていただきます。

すみません。私の体調不良で会議の開催が遅くなりましたことを、この場をかりまして皆様にお詫び申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

議長 (寺澤秀和君) 日程第 1、委員長報告を議題といたします。

去る 9 日の定例会において上程されました、議案第 1 号、平成 2 8 年度川西町一般会計予算についてより、議案第 3 3 号、財産の処分についてまでの 3 4 議案につきましては、各所管の常任委員会におのおの付託されておりますので、この際、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (寺澤秀和君) 異議なしと認めます。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

議長 (寺澤秀和君) 総務・建設経済委員長、中嶋正澄君。

総務・建設経済委員長 (中嶋正澄君) 議長の御指名をいただきましたので、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る 3 月 9 日の本会議において当委員会に付託されました各議案について、平成 2 8 年 3 月 1 1 日に委員会を開催し、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、議案第 1 号、平成 2 8 年度川西町一般会計予算についてであります。

委員より、地域活性化補助金について質問があり、当局より、「川西夏フェスタ及び面塚さくら祭りに対し、従来どおり補助金を交付、新規事業の同窓会支援助成については、卒業生が実施する同窓会に対し助成支援する。また、住民提案型まちづくり補助金については、住民から提案された事業を審査会で審議し、採択事業に対し補助金を交付する。新規事業について、詳細内容など、現時点では検討中で、補助要綱を策定する予定」との回答がありました。

委員より、「島の山古墳事業について、平成 2 7 年、2 8 年度と古墳整備のための経費が予算化されていないが、今後の予定はどのようなになっているのか。また、2 6 年度作成した基本構想が無駄にならないのか」との質問があり、当局より、「平成 2 7 年、2 8 年度は、未買収地の交渉及び地元・関係機関の意見を集約していきたいと考えている。また、基本構想については、整備事業における基本概念であり、無駄にはならない」との回答がありました。

委員より、町税を含め、財政収入等の感触についての質問があり、当局より、「政府の景気浮揚施策の影響については、大都会周辺において多少良好となりつつも、地方経済までには好感度をもって浸透していない。また、今年に入ってから顕著となりつつある中国経済の減速などで、特に製造業などの町内企業の収益に対しては悪い影響を及ぼし、法人税収の減少になっているものと考えている。ただ、本町の場合、その財政規模に比して基金財源があるので、自治体としての財政体力はあるものと考えている」との回答があり、また、町の財政体力に対する受けとめ方について質問があり、「町税と交付税については、人口によって大きな影響を受ける。27年度国調の速報値ベースでも、22年度国調人口より約150人減少している。このように、人口については減少傾向を考慮せざるを得ない。そのような状況下では、主たる財源である町税及び交付税も減少すると想定せざるを得ないと考えている。しかし、行政サービスについては維持していかなければならないので、今後、基金財源を活用していくものと考えている」との回答がありました。

委員より、起債と交付税について質問があり、当局より、「起債については、減債基金等の保有残高を考慮すれば、資金手当のみの金利負担のある起債の発行については慎重に対応すべきであると考えている。しかし、今後、資金手当のみの起債は一切発行しないということではない」との回答がありました。

委員より、住民雇用のための企業奨励金について質問があり、当局より、「川西町企業立地促進条例に、新設を行った企業に対し、町内住民の新規雇用を条件とした雇用奨励金制度がある」との回答がありました。

委員より、店舗改修費、住宅リフォーム費の補助など、景気対策について質問があり、当局より、「本町の規模から考えると、経済波及効果は少ないと考える。単なる事業主に対する補助金になってしまうおそれもあり、現在は考えていない。各種補助事業については、優先順位を考えて事業実施していきたい」との回答がありました。

委員より、新電力に対する効果について質問があり、当局より、「新電力会社であるエネサーブ株式会社と契約後の10月から1月の4カ月間で、従来の関西電力の料金設定と比較したところ、約380万円の減となっている。また、節電に対する効果もあらわれ、前年度との比較で3%強の電力の削減となっている」との回答がありました。

委員より、ふるさと納税の取り組みについて質問があり、当局より、「制度がある以上、取り組む必要があり、平成28年度は記念品の増品及びインターネットを利用した申し込み方法を導入する。記念品の選択肢が増え、申し込みが楽になると、納税していただける方が増えると考えている」との回答がありました。

委員より、地域交通の取り組みについて質問があり、当局より、「現在運行しているコミュニティバスは、住民の生活の足となり、定着してきている。デマンド型交通は、需要の低い地域には財政面を考慮して実施されているところもあるが、川西町はコミュニティバスの需要もあることから、デマンド型交通の導入は

考えていない」との回答がありました。

委員より、「今後の防災無線はどの方向で進むのか」との質問があり、当局より、「現在の防災無線は20年以上経過しており、国によるデジタル化の推進、現システムの部品供給状況など、今後の維持管理を考慮すると、この防災行政無線を今後どうするか検討していく必要があると思われる。もし更新する場合、更新に要する費用は概算で約5億円程度必要となり、導入後も転入者に1機3万円から3万5,000円の戸別受信機を貸与することになる。無線本体の維持費も年間200万円程度必要となり、現状と同じような運用を維持しようとする膨大な費用が必要となるため、デジタル化を含めたほかの方法による更新を平成28年、29年度で検討したい」との回答がありました。

委員より、「ネブカを知名度を持つ地域ブランドとして育てているが、意欲のあるネブカ生産者に対して直接の支援をすることについて」との質問があり、当局より、「ネブカについては、川西町の特産品「地場産業品」と「食の特産品」を全国的に知名度を持つブランドとして発信していくため、団体に対して補助金の交付を行っており、個人に対する支援は考えていない。引き続き側面的支援はしていきたい」との回答がありました。

委員より、商工会補助について質問があり、当局より、「商工会において実施される事業に対する補助で、事業が増えれば補助額増額が考えられる」との回答がありました。

委員より、「交通安全対策について、危険箇所のマップが出されているが、児童等の通学路における安全対策の取り組みとして、赤色舗装や大型交通安全設備や標識等についての予算計上と取り組みについて」との質問があり、当局より、「過去、井戸橋交差点においては、唐院・結崎両小学校を統合するとき教育委員会部局で整備されたものであるが、今後要望等が出た場合については、担当部署において関係各部署に対し協議を行い、補助金を活用しながら適切に対応してまいりたい」との回答がありました。

委員より、結崎駅前整備における駅舎について質問があり、当局より、「詳しくは特別委員会で報告させていただきますが、橋上駅舎についていろいろな意見を聞き、橋上駅舎でよいのかを、住民の声をもう一度聞く取り組みを実施したい。川西町出身の建築デザイナーにお願いし、住民の小さな声まで聞き取っていただき、1年かけて検討作業に取り組みたいと考えている」との回答がありました。

委員より、耐震診断・改修補助について質問があり、当局より、「川西町で耐震が必要な家屋数については把握していない。26年度において、耐震診断2件、耐震改修1件の実績があり、28年度においても広報で診断・改修の募集を行う。耐震診断及び改修を実施するかは所有者の判断であり、家庭の経済状況にもよるため、強要するものではなく、あくまでも家屋所有者で判断していただきたい」との回答がありました。

委員より、「今年度の公営住宅予算の取り組みについて説明願いたい」との質問があり、当局より、「公営住宅維持管理に伴う通常の経費計上と今後の町営住

宅整備に関して、現在193戸の町営住宅・改良住宅を管理しているが、他町村の公営住宅戸数を人口比で比べると、川西町のほうが1.5倍多いとの結果にもなっており、町営住宅審議会を立ち上げ、社会資本整備事業である公営住宅・改良住宅の長寿命化事業を進めるに当たり、近年社会情勢が大きく変化し、少子高齢化・格差社会が問題視されている中、これからの住宅施策は、社会情勢の変化に柔軟に、しかも弾力的に対応していくことが求められている。今後、町営住宅や改良住宅の適切な管理と整備のために基本的な考え方を整理した上で、公営住宅の本来の趣旨である住宅に困窮する低額所得者や高齢者、障害者、母子世帯や若年層などの住宅困窮者に対して福祉的な対策としても住宅を供給することができないかを検討し、町民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとともに、今後の長寿命化改善事業、維持保全及び譲渡、用途廃止などの適切な手法を選択し、町営住宅及び改良住宅のストックを総合的に活用するための手法について、審議会で検討した上で施策を遂行していきたいと考えている。なお、委員については、住民代表や議会議員、有識者、弁護士等での構成を考えている。まずは審議会要綱の設置から始めてまいりたい」との回答がありました。

委員より、災害時の伝達方法について質問があり、当局より、「気象警報が出た場合は、まず防災無線で住民に周知し、続いて、水位が上がった場合、避難準備情報を防災無線・携帯メールで流し、避難に対する態勢をとっていただきます。さらに水位が上がった場合、避難勧告を防災無線・携帯メールで流すようになっている」との回答がありました。また、「災害時に住民はどのような行動をすればいいのか」との質問があり、当局より、「毎年行っている防災訓練には、各自治会より自主防災会の方が3名から5名程度参加していただいております。自主的に参加していただいている住民の方もおられる。防災訓練時には、どのように行動したらいいのかを体験していただいているので、自治会・自主防災会でも参考にさせていただきたいと思っています。なお、今回は、小学校での災害に対する講演、避難所開設訓練を行った」との回答がありました。

委員より、幼稚園・小学校においてのクーラー設置計画について質問があり、当局より、「県内他市町村の状況を見ながら、今後検討してまいりたいが、現時点では具体的な計画はない」との回答がありました。

委員より、学童保育施設としての子どもセンターの活用について質問があり、当局より、「子どもセンターの学童保育施設としての利用については、老朽化等の問題もあり、改修の必要性も生じてくる。川西町にある公共施設全般を視野に入れ、不足している規模等を考慮しながら検討してまいりたい」との回答がありました。

委員より、登録アルバイトについて質問があり、当局より、「将来の人口減を考えると、町職員も今後削減しなければならない中、最小限の採用とし、町職員は専門的な業務に専念するため、登録アルバイトを導入し、町内の雇用創出の一環として、28年度3名分の新規日々雇用職員の予算を計上している」との回答がありました。

委員より、役場関係のLED化について質問があり、当局より、「28年度において、町民の皆様幅広く利用いただいている町立図書館においてLED化の予算を計上している。また、町庁舎においては、リースや買い取りを含め、今後検討していく」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第1号、平成28年川西町一般会計予算を承認いたしました。

次に、議案第6号、平成28年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、提案説明どおり承認いたしました。

次に、議案第7号、平成28年度川西町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

委員より、下水道会計の公会計導入時期について質問があり、当局より、「平成29年度予算から導入予定である」との回答がありました。また、「公営企業会計になっても一般会計繰り入れはするのか」との質問があり、「下水道会計が公営企業会計になっても、今のところ対応する予定である」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第7号、平成28年度川西町公共下水道事業特別会計予算を承認いたしました。

次に、議案第8号、平成28年度川西町水道事業会計予算についてであります。

委員より、県水直結に対する今年度の準備について質問があり、当局より、「直結の工事は県営水道において行われる。町は、県水の減圧弁施設と配水管を接続する。県水の工事は平成28年度の工事として行われ、平成29年度中に県水100%となる予定である」との回答がありました。

また、委員より、料金に対する影響について質問があり、「自己水の製造単価は、県営水道の受水費単価より安価であるが、配水ポンプの動力費等は軽減されることから、現在の配水量が維持できれば、県水100%となったことを理由に料金を上げる必要がないと考えている」との回答がありました。

委員より、3町広域化の内容について質問があり、当局より、「磯城郡の水道事業の広域化に関して、一部事務組合設立も含めたさまざまな広域化の検討を、県と磯城郡3町で行う」との回答がありました。

委員より、水道会計・料金の軽減に関する一般会計からの繰り入れについて質問があり、当局より、「水道事業会計については、会計独立の原則があり、地方公営企業法17条の2第2項及び地方財政法第6条から、安易な繰り入れはできないものとなっている。したがって、一般会計からの繰り入れは現状では行わない」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第8号、平成28年度川西町水道事業会計予算を承認いたしました。

次に、議案第9号、平成27年度川西町一般会計補正予算についてであります。

委員より、平成27年度の人件費の補正予算について質問があり、当局より、「今年度の各所属の実際の人員配置に即した費目に調整、人事院勧告に基づいた

給与改定及び超過勤務手当増の3つを合わせて計上させていただいたもの」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第9号、平成27年度川西町一般会計補正予算を承認いたしました。

次に、議案第14号、平成27年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、議案第15号、平成27年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について、議案第16号、平成27年度川西町水道事業会計補正予算についての3議案は、提案説明のとおり承認いたしました。

続きまして、議案第17号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第18号、川西町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について、議案第19号、川西町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、議案第20号、固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、議案第21号、川西町長期基本構想審議会条例の一部改正について、議案第22号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、議案第23号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第24号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部改正について、議案第25-1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第25-2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第26号、川西町立川西幼稚園預かり保育条例の一部改正について、議案第27号、川西町体育施設条例の一部改正について、議案第32号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更について、議案第33号、財産の処分についてであります。

委員より、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に関連して、川西町職員のラスパイレス指数について質問があり、当局から、「本町の平成27年度指数は92.3である。これは、他の県内町村と比べて特に低い数値ではないと考える。また、町内地場企業と比べると、決して低いとは思わない」との回答がありました。

委員より、川西町体育施設条例の一部改正について、大和まほろば広域定住自立圏において天理市体育施設の利用が市民扱いの使用料で利用できることの町民への周知の方法について質問があり、当局より、「天理市においては、市内の体育施設を市民並みの使用料で川西町の住民も利用できる条例を今議会で上程されている。議案の可決を待って、川西町広報紙及びホームページ等で周知を行っていきたい」との回答がありました。

委員より、定住自立圏の形成に関する協定書の変更について質問があり、当局より、「これは、本協定書の取り組み及び役割分担に「道路等の交通インフラの整備」の追加を行うための変更で、追加を行うことにより、今後の駅前周辺整備等に有利な財源が適用できる見込みと考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第17号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第18号、川西町行政不服審査法の規定に

よる提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について、議案第19号、川西町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、議案第20号、固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、議案第21号、川西町長期基本構想審議会条例の一部改正について、議案第22号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、議案第23号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第24号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部改正について、議案第25-1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第25-2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第26号、川西町立川西幼稚園預かり保育条例の一部改正について、議案第27号、川西町体育施設条例の一部改正について、議案第32号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更について、議案第33号、財産の処分についての14議案については、いずれも提案のとおり承認いたしました。

以上が、当委員会に付託されました各議案の審議の結果でございます。

次に、当委員会に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことをお願い申し上げまして、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告といたします。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（寺澤秀和君）　　続きまして、厚生委員長、石田三郎君。

厚生委員長（石田三郎君）　　議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る3月9日の本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、過日、3月10日に委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号、平成28年度川西町一般会計予算について、委員より、臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時給付金の給付時期や周知方法について質問があり、当局より、「平成28年度当初予算で実施する臨時福祉給付金は、平成28年1月1日に住民票がある方のうち、平成28年度分住民税非課税で生活保護費の受給者でない方に対し、1人当たり3,000円、また、平成28年度臨時福祉給付金の対象者のうち、障害年金及び遺族年金を受給されている方については、年金生活者等支援臨時給付金として1人当たり3万円を支給しますが、受給要件の住民税非課税、あるいは本年4月または5月分の障害年金及び遺族年金受給者については、7月以降でないことを確認できないため、8月以降の実施になる予定です。また、平成27年度補正予算を平成28年度に繰り越して実施する年金生活者等支援臨時給付金は、平成27年度臨時福祉給付金の受給者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方が対象で、支給金額は1人当たり3万円です。本年5月から7月までに申請を受け付け、6月から給付開始を予定しています。いずれの給付金につきましても、広報紙での周知を考えており、受給漏れのない

よう、過去に申請された方の中で対象となると思われる方に対しては、何らかの方法で申請の勧奨を検討します」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第1号、平成28年度川西町一般会計予算を承認いたしました。

続きまして、議案第2号、平成28年度川西町国民健康保険特別会計予算については、提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、議案第3号、平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号、平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について、委員より、後期高齢者医療の対象者と介護保険の1号被保険者の数について質問があり、当局より、「後期高齢者医療の対象者は、本年1月末現在1,231人です。介護保険1号被保険者については、本年2月末現在2,785人で、そのうち要支援・要介護認定者は430人となっています」との回答がありました。

また、委員より、地域包括支援センターへ委託する新規事業について質問があり、当局より、「説明させていただいた中の事業であり、来年度の介護保険事業全体で5つの新規事業を実施しますが、そのうち委託します事業は、生活支援体制整備事業としての生活支援コーディネーターの配置と地域ケア会議推進事業及び認知症サポーター事業の3事業です」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第3号、平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号、平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算を承認いたしました。

次に、議案第5号、平成28年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について、委員より、サービス事業費の委託介護費が廃目となっていることについて質問があり、当局より、「ぬくもりの郷デイサービス事業とグループホーム事業を指定管理者で運営し、指定管理費用も発生しないことから廃目となっています」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第5号、平成28年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算を承認いたしました。

次に、議案第9号、平成27年度川西町一般会計補正予算について、議案第10号、平成27年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第11号、平成27年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第12号、平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算については、提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、議案第13号、平成27年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について、委員より、デイサービス収入の減額の要因について質問があり、当局より、「デイサービス利用者について、1週間当たり複数回利用していただいていた利用者が特別養護老人ホームなどの施設入所されたこと等により、延べ利用回数が減少したことによるものです」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第13号、平成27年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算を承認いたしました。

次に、議案第28号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第29号、川西町子ども医療費助成条例の一部改正について、議案第30号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第31号、川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正についての条例改正4議案については、いずれも提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、当委員会に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることをお願い申し上げまして、厚生委員会を代表いたしましての委員長報告いたします。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（寺澤秀和君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（寺澤秀和君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） それでは、過日の本会議で上程されました議案第1号、平成28年度川西町一般会計予算についてより、議案第33号、財産の処分についてまでの全34議案に対する討論を行います。

初めに態度表明であります。1号、2号、8号の3本の予算案は反対、あとの新年度の各会計の予算案5本、27年度の各会計の補正予算案8本並びに条例関係の18本の都合31議案については、いずれも賛成するものであります。

まず、一般会計の新年度予算についてであります。町長も一連の審議を通じまして、現下の経済見通しに関しては回復の兆しはいまだ見えてこず、依然厳しい状況にあるとして、こうした影響が住民の皆さんの暮らしを含め、本町税収等にも反映していることは否めない旨お述べのとおり、いかにして地域経済を活性化して住民生活を応援していくかが、今日の政治に求められている取り組みの本質にほかなりません。

とりわけ、住民の皆さんにとって一番身近に存在する行政主体に当たるのが本川西町ということになりますので、その取り組みは、否応なしに、手がける序列をつけるとするならば、住民の皆さんの暮らしを十分・不十分は別にして全面的にバックアップし、経済的困窮者の皆さんにあっては、その負担が少しでも和らぐよう、手だてを講じることが求められている責務と心得ねばなりませんし、経済波及効果が地域の中で生まれるような取り組みをこつこつこなしていることに尽きると存じます。

こうした背景の中、新年度の取り組みとしましては、予防保健事業には、引き

続き子どもや高齢者等への各種ワクチン接種を中心に、本町独自の手だても含め、取り組まれているところでもあります。加えて、子育て支援の取り組みでは、子どもの医療費助成におきまして、これまでの取り組みを改め、本年8月より、通院に関しても中学校卒業までに対象を拡大したことにより、義務教育終了までの入院・通院に係る子どもの医療費が補助対象となり、子育て支援策の拡充が図られています。

この取り組みは、振り返りますと、私が初めて議会に送っていただいたのが平成3年でありましたが、以来一環してその拡充策を求め、議論を重ねてきた問題であります。当時は、子ども医療費の対象はゼロ歳児のみでありまして、親御さんの声は、その対象年齢の引き上げでありました。この25年の間、経済状況の変動はありますが、平成9年の消費税率5%への引き上げを機に低迷の一途でありまして、懐ぐあいも収入が伸び悩み、負担が膨らんできたのが皆さんの実感であります。

こうしたもと、折に触れて議会での議論を積み重ねる中、ゼロ歳児までの取り組みが、まずは3歳までに、それが就学前までに、やがては、入院に関してのみではありましたが、小学校卒業までに、そして、2年前から、この入院助成枠が現行の中学校卒業までへと拡充されてまいりまして、今般の予算措置により、一つの節目として、義務教育終了までの入院も通院も全てが対象になる取り組みとして策が拡充されたところでもあります。

議論の渦中にある問題としましては、自動償還制ではなく、病院窓口での負担が不要となる現物給付化の取り組みが引き続き求められているところでもあります。この問題は、先般も議論したところではありますが、まことにもって遺憾ではありますが、自治体の取り組みに対して国がペナルティを課するという大問題が立ちまわっていますので、すぐに取り組むには結構なハードルがある旨の答弁でありましたが、同様のペナルティを課せられながらも、現に手がけている自治体が全国的には少なからず存在するわけでありまして、とりわけ近畿では、奈良県だけが未実施という状況でありますので、できるだけ早く、その改善に向けて善処されんことを改めて求めるものであります。

また、結崎駅周辺整備が、いよいよ向こう5カ年の計画で手がけられます。この取り組みですが、整備が目的ではなく、いかに地域の活性化につながる取り組みにしていくかが問われる問題と心得ます。したがって、整備だけにとどめるならば、手がけんことでもあります。現行の計画では、町の玄関口の整備に着手していく取り組みであります。やはり町の活性化は、そこに人が集まってくることが大切でありますし、それに向けてどういう手だてを打っていくかが求められている問題にほかなりません。

審議を通じて町長は、整備することにより人がここに寄ってくる、ちょっと降りてみようかなという気になる、これが必要で、降りる前に引き返されるような状態ではよろしくない旨お述べでありましたが、まちというのは、立地条件や経済条件とも深くかかわって、何がしかの魅力に引きつけられて人が集まってくる

からこそ、そこにまちが築かれていくものでありますので、玄関整備をして、そのことで人が集まってくるようなものでは決してありません。触れましたように、降りてくるには、くるだけの魅力がそこに存在するからでありまして、その魅力が地域の活性化につながっているから人が集まってくるというのが、社会の営みにおけるこの手の取り組みの基本と心得ます。

結崎ネブカはもとより、新たな地域ブランドの発掘など、これらをどう生かすかも含めて取り組みが必要になってくることでありましょう。広範囲に意見を集約することも必要でありましょうし、水道事業も大幅に変更されることから、施設の跡地利用等もこの点では絡んでくる問題になりますので、農商工対策とも密に連携しながら、農協、商工会、そして地域住民が一体となった地域経済の活性化の促進に資する取り組みを手がけるよう、強く求めるものであります。

今般のハード整備を十把一絡げに、どうあってもまかりならんということでは決してありませんが、計画全体では30億円近くの投資になりますし、その半分は駅舎の整備費用に費やすことにもなりかねませんから、これはよっぽど考えて、投下資本の効果が有効に働くように投じる必要があると存じます。

これまでも議論を通じて、とりわけ駅舎については、計画の再考を求めてきたところではありますが、この問題では、今年に入って、これまでの橋上化計画を横に置いて、平面でのプランも模索する旨、聞き及んでおります。後刻開かれまます特別委員会において詳細が示されると存じますが、駅舎については簡素な建てかえにとどめるよう、計画の再考を改めて求めるものであります。

また、教育対策では、クーラーの設置など、幼稚園、小学校、中学校の各施設の整備、高等教育への学資の手だて、災害対策では、避難等に関して日常的に周知し、住民各位が必要な避難物資など、日ごろからの備えが常態化できるよう、積極的な役所のイニシアティブが求められていると存じます。

エネルギー政策でも、町の管理施設や街灯などの計画的なLED化が引き続き求められていますが、国の基本がベースロード電源に原発を置いている以上、自然エネルギーへの切りかえは前途多難な面は否めませんが、人類の知見の流れからしますと、政府がどう頑張ろうとも、原発を運転すれば必ず生み出される放射性廃棄物の処理方法を持っていない以上、原発との共存はあり得ませんから、再生可能エネルギーへの切りかえは、もはや避けられません。

本町も、その一環として、太陽光パネルの設置に向け、屋根貸し事業に既に着手していますが、それにとどまることなく、一層の普及に向けて手だてを打つ必要があるものと存じます。

経済対策とも絡みますが、住宅リフォームや町内の各家庭の電源が、今後ますます技術の発展が見込まれる太陽光など再生可能エネルギーへの転換の促進に資する取り組みを求めるものであります。

住宅政策では、今後の方向性について、その骨子づくりを手がけるとのことではありますが、ここでも、その性質上、暮らし応援の観点を欠いてはなりません。町長は、母子や若年層に向けた施策も視野に入れていく旨お述べでありますので、

需要と供給のバランスのみにとらわれることなく、管理戸数が有効に活用されれば、それにこしたことはないわけでありますから、お述べのとおり、若年層にも着目し、新婚向けなど新たな需要の拡大に向けて施策を展開されんことを求める次第であります。

また、ごみ減量化は喫緊の課題であります。新年度からは、本町も参加して、新たな処理工場の建設に向けた広域行政の一部事務組合が立ち上がり、その準備が始まります。ごみの減量は、どれだけ資源化に取り組むかにあることは言うまでもありません。現在は処理をお願いする立場にありますが、今後は運営主体の一つになることでもありますので、現行の資源化に加えて、その範囲をより一層広げること着手し、廃棄ごみの減量に努めることを改めて求めるものであります。

以上見てまいりましたように、自治体の取り組みには「らしさ」を欠いてはなりません。それには、住民の英知の結集が不可欠です。そういう意味では、現在の本町の規模は、条件的には幸いにして恵まれているものと心得ます。また、これまでの本町の財務力は、きめ細かな取り組みを進めていく上での体力は十分に備わっているものと判断します。この体力を存分に発揮して、町長が出席するタウンミーティングなども積極的に展開されまして、住民の意に沿い、願いに応える、身近で役立つ川西町として、一層力を注ぎ、発揮することを求めまして、本予算案につきましては、反対するものであります。

次に、国民健康保険特別会計についてであります。御承知のとおり、国民健康保険は、制度そのものが国民皆保険制度を保障する大本にある取り組みでありまして、これがあるからこそ、どこでも、いつでも、必要なときに必要な医療に安心してかけられる仕組み上の根幹をなすものにほかなりません。求められるは、言うまでもありませんが、中身の充実そのものであります。

現在、この制度は、それぞれの市町村の取り組みから都道府県での一本化に向け、事務作業が進められており、本町国保の運営も、現在の収支がこれまでの状況で推移すれば、保険料率などに手を加えることなく、その時期を迎えられるという見通しのもと、予算化が行われております。

国保を含め、特別会計の各保険事業での議論では、持続可能な制度維持の観点、負担の適正化の観点、負担の公平性の観点等々が常々論じられる問題であります。傾向としましては、これらの観点を理由に、国の取り組みも含め、専ら住民負担は増加してきているというのが、是非は別にして、これまでの経緯であります。問題は、こうした観点から見るとしても、はじき出された保険税を賦課することは可能であります。支払い能力を超えた場合、幾ら賦課しても、それは新たな滞納を生むこととなり、保険制度としての体をなしているものではなくなくなってしまいます。とりわけ、毎度の議論で指摘をしておりますように、本町の場合、加入世帯の既に半分以上で現行の減免措置が講じられているのが実情です。加入者の所得分布で見ても、所得250万円までで全体の8割を占めるに至っているのが実態です。保険税にしてみても、平均してこの所得の1割

を優に超えている状況にありますので、決して負担が軽いという状態ではありません。

議論は平行線ではありますが、ここは、住民の支えとなる町としての権能を存分に発揮し、他会計からの繰り入れも念頭に置くべきと心得ますし、とりわけ住民税非課税世帯など低所得者対策として、保険料や医療費の負担軽減に向けた手だてを講じるべきと存じます。国保は、加入者だけのものでは決してありません。繰り返しになりますが、これがあるからこそ、皆保険制度が保障されている取り組みであります。やがては誰もが現役を退くことになりまして、今日の経済状況からして、いつ何どき失業するとも限りません。その際の制度上の保障が、この国民健康保険にほかなりません。

他会計からの繰り入れも含め、制度の維持と加入者の負担軽減策に取り組むことを求め、本会計につきましても反対いたします。

次の後期高齢者医療保険特別会計から公共下水道事業特別会計までの5議案については、いずれも賛成いたしますが、後期高齢者医療保険では、県の広域連合で賦課した保険料の集金が実質の取り組みであります。負担軽減策の着手は、国保会計同様、手を打つべきと存じます。

町長御自身も、住民税非課税世帯などが置かれている現状に関しては、軽減策に対する思いは馳せている旨お述べでありますので、ぜひ実情に照らして実施に踏み切られんことを申し述べる次第であります。

また、介護保険におきましても、同様に、制度上、保険料の負担がサービス料に比例して膨らまざるを得ませんので、料金改定のたびに引き上がってきているのが実情であります。審議を通じて、制度の維持には負担増もやむなしとのことでありましたが、国保とは違い、自治体が支弁する自由が一層ききまませんので、非常に厳しい面はありますが、制度を熟知し、職員みんなで知恵を絞って、住民の皆さんにも知恵を出し合ってもらいながら、打てる手だてを見つけていくよう申し添えるものであります。

また、デイサービスなどサービス事業が指定管理になりますので、サービス会計の中身が変わりますが、これは、サービスを受ける側の都合ではありません。これまで以上に充実されてこそ、委託から指定管理に変更した甲斐があるというものですので、そこは、初年度に当たることから一層目配りをしながら、サービスの充実を努められんことを申し添えるものであります。

次に、水道事業会計についてであります。

本会計は、本町が浄水する最終年度に当たります。いよいよ来年からは、原水を県水で100%確保することとなり、本町の水道事業の一つの転換として新たに踏み出すことになる、その準備を遅滞なく行うことが取り組みの一つであると同時に、安価で安全で安定した供給が求められているところでもあります。その実現に向け、設備に関しては積年維持されてきているところではありますが、原水の供給の切りかえ時には、何もなくて当たり前ですが、不測の事態が起こらんとも限りませんので、それらも含め、住民周知の徹底は万全に果たされんことを求め

るとともに、議論は平行線をたどるのみであります、料金負担からの基本料金の撤廃を求めるものであります。

従前から申し上げておりますように、もはやこの水道事業は、一般行政サービス同様に、本町に居住する全住民が等しく利用するサービスでありまして、決して一部の者だけの利用というものではありません。料金は従量制により、使用量に応じて徴収する仕組みになっておりますので、そこに基本料金の設定は必要のないものと考えます。

その使い道は多方面に及びますが、積年の事業の取り組みにより、単年度の料金収入をはるかに上回る内部留保資金の活用も可能でありますし、他会計からの繰り入れも決して不可能ではありません。公営企業法では、住民福祉の増進に努める旨、明記されていることから、こうした観点に立って事業に取り組むことを改めて求めまして、本会計につきましても反対するものであります。

次に、27年度の一般会計並びに各特別会計及び水道事業会計の補正予算案8本についてであります、これらにつきましても、それぞれ人件費を含め、事業実績に伴う予算の増減等の補正でありまして、適正に処理され、必要に応じた手だてが打たれているものでありますので、全て賛成するものであります、住宅新築資金の補正では、回収が滞っていた物件のうち1件が、国のその他大臣の規定に適合したことから、必要な手続がとられているものであります。この適合により、対象のうちから、この1件は焦げつきが免れますし、実質の町の独自負担は発生しませんが、この規定の適合はなかなか読めませんし、安易に受けられるものでもありません。

町長は、これら残処理に関して全てきわまった時点で住民への説明をする旨、その意向を繰り返し述べておられますが、町の起債償還も間もなく終了する時期に来ていることから、従来から申しておりますように、その辺の事情をつまびらかになされんことを改めて申し添えておきます。

最後に、条例関係の18本についてであります、今般上程の条例案は、いずれも国の本法の全部改正に伴い、関連する条例の変更や、それに付随するもの、担当事務部局の変更によるもの、国の人勧に準拠しての変更、町条例の徴収期日不一致の訂正、定住自立圏の取り組みによるもの、子どもの医療費の助成対象を義務教育終了までに拡充することによるもの、県道の整備により、本町が有する土地と建物の損失補償を受けるもの等々の取り組みに必要な手だてを講ずるための改正であり、それぞれ適正に処理されているものと判断し、いずれの条例案も賛成するものであります、職員給与については、わたりの調整を初め、本町のラスパイレス指数を100へ近づけるよう、取り組みの工夫と改善を、また、子どもの医療費助成につきましても、新年度の一般会計予算でも触れましたように、せっかくの取り組みですので、内容の拡充に加え、支払い方法も医療機関窓口での個人負担分の一旦立て替えが生じることのないよう、制度を見直し、既に実施している自治体同様に現物給付化に踏み切ることをあわせて求めておくものであります。

以上、今般提出の議案第1号、平成28年川西町一般会計予算についてより、議案第33号、財産の処分についてまでの全34議案に対する賛成・反対のそれぞれの討論を終わります。

議長（寺澤秀和君） ほかに討論ありませんか。

伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） それでは、まず、態度の表明ですが、全議案賛成の立場で討論いたします。

まず、議案第1号、平成28年川西町一般会計予算につきましては、民生費が25%もアップして、子ども・子育て支援計画に沿って、町民の要望に応えるべく、子どもの医療費など、新たな福祉施策に取り組むよう予算措置がされています。また、総合計画及び都市計画の調査・策定業務、空き家対策、公園遊具の更新、町営住宅の管理、道路補修など、4つの活力プランを目指した予算になっていることから、賛成いたします。

次の議案第2号、川西町国民健康保険特別会計予算につきましては、対象者が2,440人、この制度はなくてはならない制度でございまして、収支もバランスよく、繰入金も妥当と考えられます。したがって、賛成いたします。

次の議案第3号から第7号までの特別会計予算につきましては、各事業において適切に計上されていると認められますので、賛成いたします。

議案第8号、川西町水道事業会計予算につきましては、県水直結工事など、県水移行への準備が進められていることから、妥当と認めます。よって、平成28年度予算につきましては賛成いたします。

議案第9号から第16号までの平成27年度補正予算につきましても、土地の売却とか人件費等調整が入っており、特に問題はなく、全て賛成いたします。

議案第17号から第33号までの条例案等につきましては、同僚議員からも賛成討論がありましたことと同じ内容になりますので、私も賛成ということで終わらせていただきます。

以上、全議案に対して賛成の意見で討論を終わります。

議長（寺澤秀和君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（寺澤秀和君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（寺澤秀和君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号から第7号までの5議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号から第16号までの8議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号から第33号までの18議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第34号、川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを追加議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 異議なしと認め、日程第2に追加し、議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 今回追加いたしまして御審議をお願いするのは、議案第34号、川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、川西町消防団員等公務災害に対する損害補償に関し、年金が支給される場合、傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率の改正によるものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（寺澤秀和君） 町長の説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。

議案第34号について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(寺澤秀和君) 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

議案第34号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案件について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(寺澤秀和君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

総務・建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(寺澤秀和君) 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催できることに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議を賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚くお礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましても、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、各議員から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後における町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長(竹村匡正君) 平成28年川西町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

今議会に提出いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長(寺澤秀和君) これをもちまして、平成28年川西町議会第1回定例会を

閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 2 時 4 8 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年3月18日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第1号	川西町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について	3月9日	原案承認
承認第2号	川西町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分について	3月9日	原案承認
承認第3号	川西町介護保険条例の一部を改正する条例を廃止する条例の専決処分について	3月9日	原案承認
議案第1号	平成28年度川西町一般会計予算について	3月18日	原案可決
議案第2号	平成28年度川西町国民健康保険特別会計予算について	3月18日	原案可決
議案第3号	平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について	3月18日	原案可決
議案第4号	平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について	3月18日	原案可決
議案第5号	平成28年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について	3月18日	原案可決
議案第6号	平成28年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月18日	原案可決
議案第7号	平成28年度川西町公共下水道事業特別会計予算について	3月18日	原案可決
議案第8号	平成28年度川西町水道事業会計予算について	3月18日	原案可決
議案第9号	平成27年度川西町一般会計補正予算について	3月18日	原案可決
議案第10号	平成27年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	3月18日	原案可決
議案第11号	平成27年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月18日	原案可決
議案第12号	平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	3月18日	原案可決
議案第13号	平成27年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について	3月18日	原案可決
議案第14号	平成27年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について	3月18日	原案可決
議案第15号	平成27年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について	3月18日	原案可決
議案第16号	平成27年度川西町水道事業会計補正予算について	3月18日	原案可決
議案第17号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	3月18日	原案可決
議案第18号	川西町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について	3月18日	原案可決
議案第19号	川西町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	3月18日	原案可決

議案第20号	固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	3月18日	原案可決
議案第21号	川西町長期基本構想審議会条例の一部改正について	3月18日	原案可決
議案第22号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	3月18日	原案可決
議案第23号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	3月18日	原案可決
議案第24号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部改正について	3月18日	原案可決
議案第25-1号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3月18日	原案可決
議案第25-2号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3月18日	原案可決
議案第26号	川西町立川西幼稚園預かり保育条例の一部改正について	3月18日	原案可決
議案第27号	川西町体育施設条例の一部改正について	3月18日	原案可決
議案第28号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3月18日	原案可決
議案第29号	川西町子ども医療費助成条例の一部改正について	3月18日	原案可決
議案第30号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3月18日	原案可決
議案第31号	川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について	3月18日	原案可決
議案第32号	定住自立圏の形成に関する協定書の変更について	3月18日	原案可決
議案第33号	財産の処分について	3月18日	原案可決
議案第34号	川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	3月18日	原案可決